

第48回宍粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年6月11日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6月11日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

日程第 1 代表質問・一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問・一般質問

出席議員（20名）

出席議員（18名）

2番 寄川靖宏 議員	3番 木藤幹雄 議員
4番 秋田裕三 議員	5番 東豊俊 議員
6番 福嶋 斉 議員	7番 伊藤一郎 議員
8番 岩露昭美 議員	9番 藤原正憲 議員
10番 大倉澄子 議員	11番 實友 勉 議員
12番 高山政信 議員	13番 山下由美 議員
14番 岡前治生 議員	16番 小林健志 議員
17番 大上正司 議員	18番 西本 諭 議員
19番 岡崎久和 議員	20番 岡田初雄 議員

欠席議員（2名）

1番 岸本義明 議員	15番 山根 昇 議員
------------	-------------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村 司 君	書記 榎谷米男 君
書記 清水圭子 君	書記 原田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	杉 尾 克 君
一宮市民局長	福 元 晶 三 君	波賀市民局長	西 川 龍 君
千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君	企画総務部長	清 水 弘 和 君
まちづくり推進部長	西 山 大 作 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	前 川 計 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	平 野 安 雄 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。

まず初めに御報告を申し上げます。

岸本義明議員より、本日11日と明日12日の本会議を欠席する旨の届けが、いま一つ、山根 昇議員より本日の本会議を遅刻する旨の届けがそれぞれ提出されておりますので御報告いたします。

なおまた、上着につきましては、それぞれの御判断で取っていただいて結構かと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 代表質問・一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、代表質問・一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それでは、日本共産党議員団を代表して、一般質問を行います。

幼保一元化の問題と波賀の学校給食センターの廃止の問題についてでありますけれども、この間、3回目、4回目になろうかと思っております。市長がそれぞれの問題について想いを発表されてから、私は若干いい方向にこの問題は向かってくれるのかなというふうに期待をしておりましたけれども、その後の動きを見てみますと、幼保一元化については認定こども園が先にありきということで進んでおりますし、また、波賀の学校給食センターについても廃止のための検証ということで今進められているのが現状ではないかと思っております。

まず、幼保一元化の問題についてお聞きします。

認定こども園ありきではなく、地域に合った子育て施設のあり方をということについて、お聞きするものであります。

市の作成している幼保一元化推進計画は、事務サイドで作成されたものであり、市民の声は反映されていないものであります。しかし、教育委員会は、この計画をもとに認定こども園を設置しようという方針は変えておられません。そして、民営化によって公立の幼稚園教諭や保育士を減らし、人件費の削減が大きなねらいのようであります。これは、行政改革大綱を見れば明らかであります。

教育委員会は、幼保一元化、認定こども園は子どものために一番いい方法と言ってきましたけれども、ねらいは私は違うと思います。子どものためと言うなら、地域住民、保護者が願う子育て施設のあり方こそ検討すべきではないでしょうか。見解をお聞きするものであります。

次、2点目でありますけれども、今、国会では政府は子ども・子育て新システムの関連の3法案を提案して審議されております。このシステムについては、子育て支援を大幅に後退させるものであるというふうに私は認識しておりますが、市長と教育長の見解はどのようなものを持っておられるのか、お聞きいたします。

次に、2点目であります。

波賀学校給食センターの廃止計画は中止をとということについて、お聞きいたします。

現在、開かれている検証委員会は、一宮学校給食センターで波賀の児童生徒の給食をつくり、運搬することに問題がないかのみ絞って議論がされているようです。本来は、波賀学校給食センターを廃止してもいいのかどうか、そもそも論から議論がされることを期待していただけないか、同委員会で決定された給食をつくって検証するということだけに絞られた議論については、残念でありますけれども、委員会の職務としては仕方がないことだと思います。しかし、波賀学校給食センターは本当に廃止していいものなのかどうか、学校給食センターというのは地域にとっては学校と同じように大切な地域の大きな財産であります。食育、地産地消などが強く言われている中で、財政的な効果のみで教育施設を廃止するようなことがあってはならないと私は考えます。波賀学校給食センターがなくなることによって、波賀の子どもたちへの食育は必ず後退しますし、地産地消による地域への愛着も薄れてきます。子どもたちにとっては地産地消は合併しても旧町単位、校区単位であります。この廃止計画は中止して、波賀学校給食センターを存続すべきであると考えられるものであります。市長、教育長の見解をお聞きいたします。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 大きく2点あるかと思っております。認定こども園の部分と波賀学校給食センターの廃止の部分でございます。

まず、認定こども園の部分でございますけれども、これまでも申し上げてきたとおりでございますけれども、幼保一元化の推進については、さまざまな形で住民の皆さん方、あるいは保護者の皆さん方、関係の皆さん方の意見、提言をいただき、

その基本方針を策定し、その基本方針を踏まえて、平成21年8月に市の幼保一元化推進計画を策定しておるところでございます。そういう意味では市民の皆さん方の意見、提言を受けた形での基本計画、基本方針であると考えております。その推進に当たっては、宍粟市の将来を見据え、すべての子どもに等しく幼児教育・保育が受けられる仕組みが必要であると考え、行政の責務として質の高い教育・保育、持続可能な教育・保育を提供する仕組みを実現していかなければならないと考えています。このようなことを具体的な形にするために、現在、就学前教育・保育を推進する委員会を設置して、教育・保育の質の確保あるいは行政の果たす役割等を検討していただいております。

あわせて、それぞれの地域においては中学校区の地域の委員会を設置していただき、地域の実情等を踏まえて幼保一元化推進について地域の皆さんと行政が協議をしながら、その方向性を見出していきたいと考えております。

それから、子ども・子育て新システムということについての見解でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、本市において早急に幼保一元化を推進する必要があるということで、現行制度の認定こども園の整備を考えておるところでございます。国における子ども・子育て新システムにおいては、親の就労状況にかかわらず、すべての子どもへの良質の生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支えていくという、そういう仕組みを構築するものであり、住民に最も身近な市町村がそれを保障できるようにするシステムであり、現在審議中である法案でありますので、確定的なことは申し上げられませんが、基本的には考え方、方向性については宍粟市が目指している幼保一元化の方向と変わるものではないと、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、波賀学校給食センターの廃止ということについてという部分でございますけれども、給食センターの機能集積の目的については、これまで何度も申し上げておるところでございます。基本的には、子どもたちに安全・安心な給食の環境を十分整え、市民の貴重な財源を効率的・効果的に使い、給食を提供するという、そういうところでございます。

また、地産地消あるいは食育についても従前のおり、推進を図っていききたいと考えております。地産地消につきましては、生産者あるいは地元のJA、メープル公社とも従前の形で調整をしながら行っておるところでございます。

また、いわゆる地産地消という考え方については、教育委員会としてはこれまでも申し上げておりますとおり、宍粟市内の食材をできるだけ多く使用するという、

そういう方向で考えておるところでございます。

食育につきましても今後とも充実を図っていきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 目新しい答弁は全くなかったわけでありまして、今現在、就学前の教育・保育を推進する委員会というのが市全体の幼児教育や保育を考える委員会として設立をされたわけでありましてけれども、ここに書いてあるのは、幼保一元化について考えていくと。幼保一元化というのは保育所、幼稚園に区分しない多くの子どもが過ごせる環境というふうな定義づけがされておりますけれども、そういうことで、私が言っているのは、この平成21年8月の幼保一元化推進計画、この計画が各中学校区ごとに事細かいに私立保育所の名前まで挙げて、どの私立保育所とどういう組み合わせで幼保一元化を進めるか、そういうところまで踏み込んだものをつくって、これをもとに進められた結果、千種でああいう、私の口から、評価としては強引なやり方をされたがために、ああいう格好で住民の請願書が出るにまで至ったということから考えますと、このやっぱり計画自体がそもそも行き過ぎではなかったのかということ、この計画の撤回を求めています。

それで、教育委員会の議事録を見ますと、これは教育委員会の会議録の平成21年9月30日の第6回の会議のときに、当時の担当課長が幼保一元化推進計画については、少子化対策の面から企画部において幼稚園の所管である教育委員会、保育所の所管である福祉部とが調整しながら進めているものでありますということで、このとき初めてこの日付が入っていない幼保一元化推進計画素案というものが出されておるんですね。今も言いましたように、9月30日の教育委員会で素案として出されたものが、なぜか先ほども言われましたように平成21年8月にこの推進計画はできておると。それで、これをベースにして千種で進め、波賀でも順次説明会が開かれておったけれども、どうも理解が得られないからということで市長が想いという格好で発表されるに至ったわけですが、今言いましたように想いは発表されたけれども、具体的な方向性については最終目的は何ら変わらないということで、それを説得をするがためにそれぞれの住民参加の委員会がつくられたというふうにしかな私には見えないわけですね。

ですから、本当に一番大事な部分を事務方で作成されたもの、それで、しかも教育委員会にはこういう空白の素案で出されたのが9月30日の教育委員会にもかかわ

らず、教育長は平成21年8月に策定した委員会をこの推進計画をもとにやっているというふうなことになってくるわけですけれども、そこら辺の時間のずれというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず一つは、所管の問題があるかと思えます。そういう意味では、この推進計画につきましては教育委員会の所管でないという部分の中で、時間的な誤差といいますか、時間的なものがあつたかと思えます。私が先ほどから申し上げておるのは、いわゆる市民の声が反映されてないという、そういうものであるという、そういう御発言の中でのお答えというふうに御理解をいただきたいと思えます。この市民の声が反映されてないという部分につきましては、いわゆる就学前の子どもの教育・保育のあり方検討懇談会だとか、いろんな就学前の保護者、あるいは幼稚園・保育所の所長、あるいは保護者の代表、あるいは義務教育に関する意識調査、いろいろな市民のニーズ調査、あるいは関係の意見を聞いた中で、このいわゆる幼保一元化推進計画はつくられておるといふ、そういうふうにお答えをしておるところでございます。

この所管の部分につきましては、平成22年にこの所管が教育委員会に事務委任をされたわけです。そういう意味で、平成21年8月に計画は策定されて、9月30日に教育委員会という部分につきましては、そういう部分のことであるというふうにご考えておまして、今、岡前議員さんがおっしゃっておられる、いわゆる市民の声を反映されてないという、そういう部分については当たらないという、そういうことを申し上げておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） この間の質問というのは、連続して行ってますから、この間の私の言ったことなり、そういうこともすべて踏まえた上で、今回私はすごく凝縮して質問項目を挙げてますから、言ってますけども、前にも申し上げましたように、この幼保一元化計画に関しては、さっきも教育長が言われました就学前の子どもの教育と保育のあり方の基本方針、これを検討するために懇話会が開かれた。この点については住民の代表の皆さんで審議されて提言が出されております。そのことについては前も申し上げました。それで、その提言を踏まえて、この幼保一元化推進計画ができるはずなのに、この幼保一元化推進計画は、その内容を踏まえたものになっていない。要は、事務サイドでその提言を具体化したというふうにおっしゃられますけども、その懇談会の提言をきちっと具体化したものにはなっていない

というふうなことで、総論は賛成でも各論反対という部分はたくさんあるわけですね。ですから、あくまで教育委員会として、市長もそうですけども、認定こども園ありきというふうな発想から、認定こども園に最終的にするんだという結論を押しつけようとするれば、この幼保一元化推進計画は進まないことになるわけですね。ですから、この幼保一元化推進計画というものは、そもそも白紙に戻して、ここで今言われておる会議の中で本来の幼保一元化というのはどういうふうにあるべきか、どういうふうなあり方が望ましいのか、そういうことを含めて検討しないと、認定こども園に持っていくための理由づけをするのであれば、こういうふうな委員会を設けても何ら意味がないわけです。

前回の質問でも言いましたように、宍粟市は山崎町から千種、波賀、一宮というふうに変化の中で、家族の構成も全部違うわけですね。ですから、幼稚園の就園率が100%近いところもあれば、50%を切っているところもある、それはそれぞれ地域的な家庭の事情とか、同居世帯が多いとか、そういうことも踏まえてそういうふうになっているわけですから、それをあくまで機械的に中学校区ごとにこんな認定こども園をつくりますという計画を押しつけるのであれば、今の委員会もそうですし、今度は中学校区別にそういう委員会をつくろうとされておりますけれども、認定こども園に最終的に持っていくために議論をしてくださいというのでは、これはその地域に合った幼保一元化施設というのはできないというふうに思いますけれども、でも、何回言っても教育長は認定こども園ということに固執されております。

だから、なぜ認定こども園に固執されるのかということが大事なことで、今、認定こども園という制度は、教育長は今、法律で出されておる子ども・子育て新システムとあまり相違ない、だから基本的には賛成の立場だということだと思っておりますけれども、認定こども園というのは、前にも申し上げましたように、今、保育所に入ろうと思えば、一旦は市のほうに申請をして、そして市を通じて保育所に入ることになりますけれども、認定こども園になると直接その施設との契約になるわけですね。そういうことから子育てに対する行政の関与が大幅に減っていくわけですよ。それと、保育料にしても、今は保育料も幼稚園の授業料というか、保育料も市が基本的に決めておりますけれども、認定こども園になると認定こども園自身が決めて、その額があまりにも高過ぎるとかいうふうなときに限ってのみ市が指導できると。そういうふうなことでは、今、国が出している、国会で審議されている法案と基本的には変わりがないと。

それと、もう一つ言えば、新システムでは今の介護認定と同じように、その家庭

がどの程度保育に欠けるかによって、どの程度の時間預けられるかどうかというふうなことを判定する。そういうふうなシステムにもなるわけですね。そういう部分から言うたら、今現状の介護保険制度の子育て版というふうなことも言われておるわけですね。ですから、この認定こども園、幼保一元化ということが言われたときに、私は選択肢がなくなるんじゃないかと、施設が1カ所になるから選択肢がなくなるんじゃないかということをしつこく申し上げましたら、教育委員会は選択肢は私たちは逆に広がると。それはなぜかという、保育に欠けるかどうかにかかわらず、子育て中の方はすべて利用していただけるんですよとおっしゃいます。しかし、今、保育料が、例えば0歳児、1・2歳児の方で3万から4万、5万というのが普通なんですね。それだけの費用がかかるのに預けられますからどうぞ預けてくださいと言って預けることができる家庭ってどれぐらいあると思います。私はほぼないと思いますよ。ですから、おっしゃられるような選択肢が広がるというのは詭弁なんですよね。ですから、まずは本当に地域に合った子育てというのを考えようと思えば、この認定こども園に固執したらだめなんですよ。そこの方向転換をしないと、今の子育ての議論というのは進んでいかないと思いますけど、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、たくさん御質問いただきましたので、すべてお答えになるかどうかわかりませんが、まず、基本的なところを申し上げたいと思います。一つは、認定こども園というのは、いわゆる現在の育児不安といいますか、子育て支援といいますか、そういう部分を担うということが一つでございます。それから、もう一つは、親の就労の形で利用施設が変わるといのはおかしいじゃないかという、そういう部分があるわけですね。それから、宍粟市としましては、いわゆる適正な集団規模の中で教育・保育をやっているという、この適正な集団規模というのが少子化の中で非常に難しくなっているという、そういう部分でございます。そういうニーズの中で公私という形というよりも、むしろ質の高い教育・保育を市が安定的に提供できるシステムとして、この幼保一元化認定こども園というふうにご考えておるところでございます。

それから、その中でいろいろ危惧されることがあるということがあられるわけですが、例えば直接契約ということが繰り返し言われるわけですが、確かに直接契約になるわけですが、それにつきましても市として十分関与していくということもございますし、保育料につきましても、基本的にはいわゆる現行の幼稚園あるいは保育所と同じ形でこの設定をしていくということでもありますし、また、

御指摘いただいておりますように、保育料という部分につきましては、事業者が決めていくわけですがけれども、当然先ほど申し上げましたように、改善命令等も含めて市が十分関与できる、そういうシステムもあわせて構築していくということでございます。

それから、選択肢がなくなるという部分につきましては、何度も申し上げておるとおりでございますので、繰り返し申し上げませんが、その中で市全体の就学前の教育・保育を推進する委員会という、この委員会につきましては、一つは、いわゆる子ども指針を策定する、あるいは教育・保育の質の向上・充実にどのような形で図っていくか、あるいはこども園の運営のあり方、こういうような部会の中でこれから具体的な形を審議していただくという、そういうふうに考えておるところでございます。皆さん方の意見を十分聞きながらということでございます。

それから、宍粟市は非常に広いということで、御指摘いただいておりますとおり、非常に地域によって事情が違うという部分につきましても、十分理解をしておるところでございます。そういう意味では、この中学校区の地域の委員会の中でそれぞれの地域の事情についての、あるいは状況についての部分についてはその中で市全体の形と、それからそれぞれの地域に即した形という形でこの二つの委員会を立ち上げながら、今後皆さん方の意見を聞きながら進めていきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 何回聞いても考え方は変えないということなんですけれども、なぜ認定こども園にこだわられるのかなど。前回の質問のときに、福崎町の例を申し上げましたけれども、あそこは幼保一元化施設という言い方じゃなしに、幼保一体化施設ということで、公立の幼稚園と公立の保育所を一つの施設にされておりました。幼稚園の部分については短時間部、そして保育所の部分については長時間部というふうなことで、それで短時間部の幼稚園部分については4・5歳児の子どもたちは一緒に午前中は幼児教育を受けると。そして、午後は長時間部のほうへ移って午後の保育を受けるというふうなことになっておったと思います。

それと、前にも申し上げましたように、幼稚園の預かり保育というのも一つの幼保一元化のあり方なんです。これは何も今宍粟市が独自に始めた事業ではなしに、これは文部科学省のほうで幼保一元化ということをしてらんで、幼稚園にもそういう保育機能というのを持たせる意味合いをもってつくっていったわけですね。前にも申し上げましたけれども、保育所についても幼保一元化ということをしてらんで、前

にも言いましたけれども、保育指針については幼稚園教育要領と全く同じ内容が記載されるようになったというふうなことで、それぞれ幼保一元化をにらんで、事前に準備が進んでおったわけですね。それで今回認定こども園という制度が法律でできて、そして今現在また新しい制度を若干変えようとされておるわけですが、でも、そういう中においても、また戻りますけども、この幼保一元化推進計画というのがこの素案の段階では留意事項ということで、前にも同じことを申し上げました。子ども集団の適正規模を基本として地域の実情等を踏まえ、柔軟な対応をするものとし、またということが素案では書かれておったのに、この決定されたという推進計画の中では削除されておるんですね。だから、当初は事務サイドでも地域の実情に応じて柔軟な対応をしていこうじゃないか、これはあくまでたたき台ですよという意味合いでつくられておったものが、どの段階でか、そういう言葉、文言がなくなることによって、もうこれが教育委員会なり市としての子育ての一つの姿なんですということを示しているということになってしまっているんですね。なぜそんなことになったと思いますか。そのあたりが全然、どこでどういうふうに議論されたかということが出てこないんですよ。この前、何回も言いましたけど、教育委員会でも議論されていない、そして幼保一元化推進計画がどういう議論を経て、こういう中学校区ごとの案が出てきたかもわからない。そういうものが今一番大事だというふうなこと、市民に押しつけられようとしている。これが今の現状じゃないですか。認識違いますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、認定こども園にこだわるのかという、そういう部分でございますけれども、今、福崎町のお話もありました。午前中は幼稚園部へ行って、午後は移って保育所の部分という、そういうお話があったわけですが、我々もこの形につきましてもは情報をいただいて調べておるところでございますけれども、基本的に例えば千種の千種中学校区の中で、じゃあ4・5歳児を午前中にこういう形で預かって、午後は移ってこういう形でまた保育をやるということが現実的に毎日毎日の中でできるかどうかということは、今、岡前議員さんがおっしゃっておられます地域の実情を踏まえてという部分を見ると非常に、我々としては一体的な施設の中でやるということが最も効果的ではないかというふうに思っておるところでございます。

それから、預かり保育の部分でございますけれども、この部分につきましても、例えば指導者にしましても、いわゆる免許の問題があります。認定こども園の場合

にはきちっと免許を持った者ということでございますし、預かり保育の場合には望ましいといえますか、そういう部分ではきちっと認定こども園につきましても、いわゆる0歳から5歳まで一体的な施設の中で、いわゆる発達の連続性を配慮しながらすべての子どもたちに教育・保育ということを提供したいという、そういうことで今皆さん方にお示しをしておるところでございます。

ただ、何度も御指摘いただいておりますけれども、地域の事情、実情という部分につきましても、非常に宍粟市は状況がその地域によって変わるという部分につきましても、御指摘のとおりかと思えます。そういう部分につきましても、地域の委員会の中で十分御議論、御意見をいただきながら、今後進めていきたい、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、この幼保一元化推進計画の策定の段階の今御指摘いただいた部分につきましても、先ほどから申し上げておるとおりでございますし、それぞれの委員会の中でそれぞれの皆さん方の御意見を聞かせていただき、平成21年3月にこの基本方針というものができ上がって、その基本方針を受けて推進計画を策定したという、そういうふうに認識をしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 何回やりとりしても変わらないんですけども、認定こども園に固執して今の市民参加の委員会に議論をゆだねても、やっぱりそこでは本来の地域に合った保育、幼児教育のあり方というのはなかなかまとまりが出てこないと思います。ですから、あくまで認定こども園ありきというふうなやり方は是非やめるべきだというふうに思います。

それと、もう一つは、前回、これは昨年9月定例議会で教育長がおっしゃられて、私が資料要求して出てきたものを見たことですが、教育長は、子どもというのは、ある発達段階の中では、ある程度の集団規模の中で大きくなると、小さい子どもとの生活環境というのは生きる力あるいは学力に大きく影響しているというふうなことをおっしゃいました。私は、この段階では当然幼保一元化のことの議論をしているわけですから、例えば4・5歳児の子どもたちが、ある一定規模の集団で育たなかったら、そういうふうな小学校や中学校において、問題が生じてくるのかなというふうなことで、そういうことを本会議で言われた、他の裏づけを求めたわけでありまして、手元に寄せられたのは小学校、中学校の国、県、そして市の学力調査、学力調査といっても集団で考えたほうが良いことについては当然そういうふうな問題があるのかというふうなことだけでした。

そういう中で、本当に大もとに認定こども園というふうな考え方が出てきたのは、少子化対策で幼稚園をいわゆる保育所化しようというふうなことから出発をしてきているわけですね。そういう中で宍粟市の場合は少子化、入所待ちもない、待機児童もない、そして逆に悩みといえども子どもたちが減っていることが悩みではありませんけれども、でも、例えば1学年10人とか15人とかの、そういうふうな集団規模が果たして小さいというふうに言えるのか。そして、それが小さいがために子どもたちの生きる力に影響している、そういうふうなデータはないということじゃないですか、今回要求した中に出てきてないということは。ですから、今、幼稚園や保育所の一番新しいデータで見ましても、やっぱり10数人、多くても20人までの1学年のクラスで運営されているのが実情じゃないですか。だから、そういうふうな人数の中できめ細かい、目の届く保育や教育を受けたほうが、子どもたちにとっては一番教育長の言われる質の高い保育や教育を提供できるということになっている、そういうふうにするんですけれどね。そういうふうには思われませんか。教育長が9月議会で答弁されたある程度の集団規模で育たないと生きる力が育たないという、そういうデータは4・5歳児にもあてはまることなんですか。私はそういうふうなデータが出てきてないということは、そういうふうなデータはないんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 4点ほど御質問いただいたかと思います。

一つは、認定こども園ありきで固執しておるといって、そういうお話ですけども、私は毎回申し上げていますが、いわゆるまず質の高い教育・保育、安定的な持続可能な教育・保育のシステムをどういう形で構築したらいいかと、そこが前提であるわけです。そういう中で認定こども園という。だから、少し順番が違うというふうに私は一つは考えております。

それから、もう一つは、子どもの発達段階でということですけども、今非常に言われておることは、いわゆる義務教育と就学前教育、いわゆる就学前4・5歳児の教育と義務教育をどういうふうに繋いでいこうかということが、これは義務教育にも非常に大きな影響を及ぼすということはいろんな形で言われておるところでございます。そういう意味で、もちろん就学前の保護者の皆さん方のアンケート調査につきましても、いわゆる集団規模といいますが、どれぐらいの人数という部分について、我々が今お示ししておるのは25人という、そういうことをお示ししておるわけですけども、なかなかその人数が確保できない地域もあるわけですけども、基

本的には適正な集団規模で教育・保育をしていくということでございます。現場の先生のお話ですけれども、幼稚園の先生に聞きますと、例えば現場で子どもが3人おる、おもちゃが三つあるということは、非常に子どもたちにとってはよくないという、よくないと言うたらおかしいんですけれども、いわゆる子どもたちが集団の中で譲り合ったり、あるいは支え合う、小さい子どもですので支え合うとは言いませんけれども、助け合ったり、あるいは認め合ったり、そういう環境の中で子どもを育てていき、それを義務教育へ送っていくという、そういうことが非常に大事だという、そういうことは小1プロブレムのことも含めまして言われておることでございます。

それから、集団規模が10人、15人が本当に小さいのかということですが、これにつきましても、これも何度も申し上げておるところでございますけれども、もう一度申し上げますと、例えば現在、千種の場合には0歳児が12人おるわけです。12人あるいは1歳児が13人のわけです。これも繰り返し申し上げますけれども、この14人が、あるいは12人が保育所と幼稚園に分かれて4・5歳児が行くというような状況が果たして本当にいいのかということをおは常に考えるわけです。そういう意味で例えば、これも繰り返しになりますけれども、12人を例えば半分に幼稚園と保育所に分かれたとしましたら6人になるわけです。そういう6人の集団の中で当然男女の比もあるわけですが、そういう中で本当に今、岡前議員さんがおっしゃられておることが現実地域の実態に即した中で本当にいいのかということをお十分踏まえる中で、確かにきめ細かな指導ができるという部分があるわけですが、子どもたちは4・5歳児になると、もちろんそういう部分から集団の中で子どもたちが、いろんなことを学んでいくということが非常に発達段階としては重要なことになってくるということで、何度も申し上げておりますけれども、適正な集団規模は必要であるという、そういうふうにお考えおるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だからね、その適正な集団規模が必要だとおっしゃられるのであれば、何も認定こども園にこだわらなくても、先ほど言いましたような福崎町のような一体化施設、幼児園というふうなやり方もあるわけですし、預かり保育というふうなことで、染河内幼稚園とか、一宮の北部なんかでは8割、9割を超える就園率の中で預かり保育をやっておられるというふうに、個々の地域で状況が違うわけですから、それを認定こども園に結びつけようということに無理があるんじゃないかなと私は思っております。

そういうことから、やはり認定こども園にどうしても結びつけようというやり方には絶対無理がありますから、そのあたりのところは再度十分考え直していただいて、本当にそれぞれの地域の実情に合った子育て施設、それがどういう形であるかわかりませんが、地域の願いに沿うような形にもっていかないと、結論先にありきでは、これはますます、ただでさえ子どもが少ない地域から、より子育てのしにくい地域というふうなことになっていくおそれがあるということをおきたいと思います。

それと、あと時間がなくなりましたけれども、給食センターの問題も同じです。これは先にこれについても行政改革大綱の中でうたっているものだからということで、強引に進められようとしております。そして、年間1,400万円、1,500万円という金額が浮くからというふうなことで強調されておりますけれども、私は教育施設というものが金額ではかれるものなのかどうか、少なくとも波賀町の学校給食センターはこの旧4町の中では一番歴史的にも古いし、今まで調べていただいた中でも残食率というのが一番低かったというふうに記憶しております。そのことをもって残せということじゃありませんけれども、でも、やはりそこには波賀町としての学校給食センターに学校栄養職員が1人配置されておいて、そして一つの中学校と三つの小学校、引原小学校がなくなる前までは四つの小学校を順次栄養指導されておったというふうなことが積み重なってきて、今の波賀の学校給食センターになってきているんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、何回も今、食育とか地産地消とかということが言われている中で、大きな学校給食センターにしようという動きはどこにでもあるわけですね。でも、前にも申し上げましたように、逆に学校の学校給食、給食センターを学校の敷地内につくって直で運べるようというふうな動きも一方では学校給食を考える中では進めているところもあります。そういうことから考えても、学校給食センターを廃止する時期に今あるのかどうか。そういうこともしっかりと教育委員会サイドで考えていただきたい。学校教育というのは、本当に子どもの食育のためには必要なものでありますし、もし余裕ができていのであれば、当然給食センターの機能を生かして幼稚園にも給食を配食すべきなんですよね。だから、千種では幼稚園にも給食が配食されております。そういうことを進めていけば、幼保一元化の問題も大きな問題は一つクリアすることにも私は繋がっていくというふうに考えております。

ですから、学校給食センターを一つ減らせば幾らお金がかからなくなるからとい

うふうな発想で学校給食センターをなくすというのは、本来の教育委員会がやるべき仕事ではないというふうに考えます。そういう点で、給食センターについて、教育長としては、ただ、子どもたちに食事を運べばいいというふうに考えておられるのかどうか、そのあたりもう少し深く考えていただいて、給食センターのことを考えていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、教育委員会としましては、施設を金額だけでというふうには考えてないわけでございます。ちょっと論点を整理するために、今、最初の話で波賀の子どもたちへの食育は必ず後退しますというお話があったわけですが、私はこれは市民の皆さんがお聞きいただいておりますので、もう一回私のほうからあえてお聞きしたいんですけれども、食育というものの定義といえますか、だれが、どのような場で、どういう内容で行うのかということはどういうふうに考えておられるのか、まず、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 反問権が出ましたので、答弁を求めます。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私は、食育というのは、幅広い意味と学校給食で言う食育という意味と色々な意味があろうかと思えます。ですから、家庭で行われる母親や父親、またはおじいちゃん、おばあちゃんがつくられる食事においても食育ということは十分大切なことであろうと思えます。

それと、当然学校給食になりますと、学校の担任の先生が毎日子どもたちと一緒に食べられておるわけですから、そういう中での学校担任からの食育、そしてあわせて学校栄養職員による、より踏み込んだ食育、そういうふうなことでありますとか、やっぱり毎日学校栄養職員がつくられる献立表による栄養のあり方だとか、カロリーのあり方、そしてこの作物はどこでとれたとか、できたらどのお家でだれのおじいちゃん、おばあちゃんがつくってくれたとか、そういうふうなことで私は食育を通じて地域の愛着が生まれるんじゃないかなあというふうに思っておりますし、それが一宮町と一緒にすることによって、学校栄養職員が今、一宮町には1人というふうに聞いておるんですけども、申請することによって、学校数からいけば2人になることも可能なようでもありますけれども、今の現状として、先ほど言いましたように波賀中学校、あと3小学校を見ておられた学校栄養職員さんが一宮になってその場合、近い者を、2人になったらもう少し減りますけれども、そういう部分の学校栄養職員の果たす役割、そういうことを見ると、明らかに千種町も学校栄養職

員は当然1人配置されておりますから、千種町については幼稚園と小学校1校と中学校1校、これだけを1人の栄養職員が見ておられるのと、当然人的な意味を含めても後退せざるを得ないのではないかなというのが私の考えです。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、多分、行っておると思いますがけれども、一つは、献立表というのがそれぞれの学校に行っております。そういう中で、宍粟市の食育スローガンというのがあります。「美味しそう 宍粟のめぐみ 食べようでえ」という、そういう、これは今、千種、波賀、一宮、山崎、すべて一つのこのスローガンでいっておるわけです。そういう意味では宍粟市産のものをできるだけ食べようぜというのが、いわゆる給食センターといいますか、食育の一つのスローガンになっておるということを御理解いただきたいと思っております。

それから、もう一つ、まず宍粟市の食育というのは非常に私はレベルが高い食育をしていただいておりますというふうに思っております。これも前回かその前か、答弁で申し上げましたように、いわゆる平成23年11月に染河内小学校の食育の取り組みについて、全国食育推進優良校という形で表彰をいただいております。そういう意味では、宍粟市の食育は決してレベルの低いものではないというふうに考えております。

あわせて、宍粟市では食育のカリキュラムをつくっておるわけですがけれども、6本の柱をつくっております。豊かな人間性を育む、生活能力を高める、食育文化を継承する、健康に生きる知恵を磨く、環境の大切さを知る、食料の自給率を考えるという、この6本の柱でそれぞれ幼・保・小・中のカリキュラムができておるわけでございます。そういう意味では、いわゆる中学校で言いましたら調理実習のところもありますし、それから世界の農業、地域の国際化みたいな部分がありますし、それからいわゆる生活習慣病というような部分もあります。つまり、誰がこの食育をするかというのは、基本的には学校では教科、特別活動、それから道徳、それからいわゆる総合的な学習の時間という、こういう全領域でやるということが基本であります。そういう意味では、基本的に学校でやる場合には、学校の先生が基本になってやるわけです。その中でカリキュラムによってはTTという形で栄養教諭の先生も入っていただいたり、あるいは地域の伝統文化の食育、料理みたいな部分については地域の方に入っていただいたり、そういうような形で全体カリキュラムの中でいわゆる機能集積になる中で、この食育という、そういう取り組みができなく

なるといいますか、先ほど非常に厳しい言葉で言われましたので、必ず後退します
というような表現をされましたので、あえて申し上げておるところでございます。

そういう意味では、例えば環境の大切さを知るという部分については、社会科の
中でやるわけです。地域環境と人類というような形でやりますし、おいしく育てよ
うということで、光やとか水やとか自然の大切さみたいな部分を環境教育とあわせ
て食育をやるわけでございますので、そういう意味で集積をした中でも十分宍粟の
食育はできるということを御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 宍粟の食育のレベルが低いというふうなことを言った覚え
はありません。ただ、人的に考えて当然1名の学校栄養職員が波賀からおられなく
なって、今まで例えば4校の指導をしておればいいものが、もっと増えていったら
当然1校にかけられる時間というのは限られてくるわけですから、そういう意味で
少なくなるでしょうということを申し上げました。そういう点ではそのとおりじゃ
ないですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） もう一回申し上げますけれども、当然栄養教諭もその食育
にかかわっていただくわけですが、食育というのはいろんな場面で、いろん
な形で行うわけですので、いわゆる栄養教諭の集積後の数の中でこの食育という教
育が低下するということはありませんし、それから、まして今年から宍粟市の教育
研修所の中にも食育の研究に関する講座も新たに新設をしておるわけですし、今後、
いわゆる食育という部分につきましては、宍粟市教育委員会としては十分今まで以
上にこの教育を進めていきたいというふうに考えておりますので、そういうことは
当たらないというふうに私は考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、岡前治生議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分まで休憩といたします。

午前10時31分休憩

午前10時40分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩前に引き続き代表質問・一般質問を続けます。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 4番、秋田裕三です。創政会を代表いたしまして、代表質問

をいたします。

三つございます。

まず、1点目は、市長の想いと幼保一元化の方向性についてであります。

自治基本条例に沿って、「謙虚に足踏みすることを決断した」と言われ、また、「議決以後予算執行せず申しわけない」と3月議会で発言されておられます。また、「基本姿勢は変えない」とも言われておられます。やはり市長は議決ルールを逸脱していると思われま。す。今後は一体どのように給食センター集積と幼保一元化問題を軌道修正されるのか、伺うところであります。

2点目、図書整備の拡充であります。

ITの技術、ITの整備はもちろん大切であります。が、その前段での基礎学力育成のために、小・中学校の図書の充実を図り、確かな学力、探求力、論理的な思考力、展開力をつけるために、市長は予算をつけ、拡充を図ってほしい。とりわけ辞書、百科事典、副読本などの充実を図るべきであります。市長の所見をお伺いいたします。

三つ目に、公営選挙条例制定は選管から。現在、議会改革特別委員会で議員定数、倫理に関するところの議論を深めているところでありますが、公営選挙に関する部分は選挙管理委員会なり、有識者諮問委員会を経て当局より上程が最良と思います。時世は広範囲の各世代、男女を問わず政治への参加が理想であります。民意を反映させるには挑戦しやすい選挙、公明正大な審判が肝要であります。よりよき社会づくりのために、政治参加を促すためには、選挙にまつわる一部経費を公で負担する公営選挙が必要であります。市長の見解を伺うところであります。

以上、3点です。

○議長（岡田初雄君） 秋田裕三議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、秋田議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、予算議決と執行のルールの考え方につきましては、政策を実現するために予算を提案し、議決後に年度内執行をし、目的を達成するというのが一連の流れであります。しかしながら、議決に基づき執行する段階で、例えばいろんな場合がありますが、地権者の理解が得られないとか、あるいは特別な気象条件の関係から着手できないとか、あるいはいろんな合意形成ができないとか、いろんなところでそういう問題はこれまでもあったところであります。そういうことで、いろんな課題が発生する場合があります。したがって、議決を得た目的、

目標は変わらないものの実施時期が延びると、こういう場合があります。この際には、既に着工して終期が明確なものについては、翌年度への予算の繰り越しということで対応し、実施期間が明確でない場合は一度予算を減額をして、実施期間の見通しが立った時点で改めて予算計上する方法、こういったことがございます。

そういったことで、政策の方針等を変更したものでないため、昨年度3月議会において幼保一元化施設整備関連予算の減額を行ったということにつきましては、予算の議決と執行のルールを逸脱したものではありません。

次に、選挙費用の公費負担制度につきましては、候補者の立候補の機会の創造と適切な選挙費用の使用を促すことにより、公明かつ適正な選挙執行が行われるよう、公職選挙法で条例により定めることができるとなっております。合併後における県下の合併市のほとんどは条例を制定するか、制定の検討を行っている中でもあります。当市としましても選挙運動の機会均等、立候補しやすい環境づくりを目的とした公費負担制度の検討を行う必要性は感じているところでもあり、今後、選挙管理委員会の意見、あるいはまた今議会でいろいろ議論をしていただいているところでもあります。そういった中で全体としての方向性等の意見を聞きながら、宍粟市に見合った条例制定の検討をしていきたいと考えているところであります。

あとの問題につきましては、教育長よりお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 一つは、幼保一元化・給食センターの機能集積の軌道修正という問題でございますけれども、給食センターの機能集積あるいは幼保一元化につきましては、推進をしていくという基本的な方向性は変わるものではないというふうに思っております。ただ、推進をしていく過程において、保護者や地域の皆さんに十分理解を得られなかった状況というのは、そういう部分を踏まえて、その課題等を整理していく中で、地域の皆さんあるいは住民の皆さん方の理解を得ながら推進していくことが必要であるという判断の中で、給食センターの機能集積については検証委員会を立ち上げて現在4回の協議をいただいております。直近では6月6日に第4回の検証委員会を実施しております。

それから、幼保一元化につきましては、就学前の教育・保育を推進する委員会、これは市全体のいわゆる幼保一元化に向けての一つの形ですけれども、それとあわせて各中学校区における地域の委員会をそれぞれ設置をいただきまして、それぞれの研修や課題を整理していただきながら、その結果を受けて教育委員会としては推進の具体的な方向性を判断をしていきたいと、そういうふうに考えておるところで

ございます。

それから、学校図書の整備拡充でございますけれども、御指摘いただいておりますとおり、いわゆる学校教育の中で生きる力というふうに言うわけですが、その学力を育成する基礎に、いわゆる読書といいますか、図書は非常に重要な役割があるというふうに考えております。御指摘のとおりだと思います。そういう中で学校図書につきましては、各学校の蔵書の状況を踏まえて、必要性の高い図書を各学校の判断で購入をいただいて、充実を図っておるところでございます。

教育委員会といたしましては、いわゆる学校図書の充実という部分とあわせて本を読むという学校と家庭が連携した読書活動の充実、いわゆるソフト部分でございますけれども、その部分についても推進を図っていきたいという形で考えております。昨年度より読書活動推進事業というような形で事業を立ち上げて、保育所、幼稚園、小学校、中学校それぞれで子どもたちの読書意欲や本に親しむ環境を整え、あるいは家庭での読書という部分もございますので、その読書の習慣化という部分につきまして取り組みを進めておるところでございます。

あわせて、各学校に読書ボランティアというのを組織をしております。たくさん読書ボランティアがいらっしゃる学校もありますし、これからというところもあるわけですが、現在、宍粟市内の小・中学校合わせて201人の読書ボランティアがそれぞれの学校で読み聞かせ等に、あるいは図書館の利用等に御協力をいただいております。あわせて読書活動の推進につきましては、それぞれ研修等で取り組み、今後も充実を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） ただいま市長の回答をいただきまして、議決以後にそういう方法があるのかなということも私も勉強をしたというか、そういう思いでもありますが、それならばですね、そのように合意形成が不十分だということで減額する、あるいは1年繰り越す、2年繰り越すというようなことをされるのであれば、なぜ前段に十分な合意形成してから議会に上程されないのかという疑問点があるわけです。

冒頭申し上げましたように、足踏みすると。それはスタートの時点ですけれども、予算執行せず申しわけないと、そのことについてただいま質問をした、そういう事例もあると。基本姿勢を変えないということであれば、やるということであるんですから、市民の方にいろいろ説明されるのと、議会に説明されるのと相反するわけですね、そこところが少しおかしいなというように私は思うんです。

現実には、議会制度で行政は動いておるわけですから、当局からの上程、そして議会での審査、議決、その後に執行というパターンの基本パターンどおりやっているところを市長が足踏みして止めていくというのは、昨年の議決は何だったんだろうということ、少なくとも私あるいはほかの議員の方も数多くは疑問点を持っているところであります。そここのところを思うんです。

3月議会にこのことを同じ質問をしているわけですが、市長はそのときに、自治基本条例の16条に沿った考え方で市民に改めて聞いてみたいという趣旨のことを言われた。そのとおりだと思うんですが、しかし、私はそのときに16条のことをふっと思わなかったの、続けての質問はしなかったんですけれども、よくよく読んでみれば、16条をちょっと参考に読みますと、市民参画の推進ということが16条であります。第16条、「市議会及び市の執行機関は市民の参画を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善の過程において、多様な制度と機会を設けなければならない」。このことを根拠に市民に立ち止まって考え直すという発言をしたと、こういう趣旨のことを明確に回答されておるわけですが、私はこの16条の問題点からいえば、しかし、そういったことを議決以後にしているのかどうか、この疑問なんです。そこが聞きたいんです。議決した後にそういったことをどンドン繰り返していくということは、物事を進めていく上での決定ルールというもの、ちょっとルール違反されているというふうに私は思って本日の質問であります。もう少し具体的に答えていただきたい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この問題につきましては、議員、よく御存じのはずでありますし、私が就任をする前の平成21年3月に、こうした問題の懇話会というのがあって大枠が決められておるということであります。その後、各校区ごとに職員等が出向いていろいろ説明をしてきたわけであります。当初はそうした問題が、いろんな意見は出ましたけども、ああした請願だとか、要望だとか、そういったことには至っていません。そういう中でいろんなものが出てきたわけですが、そういう中でずっと過去を私も調べてみたわけですが、特に千種で懇談会をしましたときに、女性の委員さんが私たちは議論はしたんやけども、そこまでやってないと。私たちは民営化もあり得るなあという、そういったことまでは議論してきたけども、詳しいことはやってないんだという発言がございました。そういうことの中で、いろいろ書類等を調べてみますと、いわゆる民間といいますか、社会福祉法人と、それじゃあどういう形でやろうかなというところまでできてない。そしてま

た、宍粟市の就学前の保育・教育をどういうふうにしていくかなど、こういった基本的なこともいまだ不十分であるということの中で、もう一度立ち止まって考えてみよう。ただ、方向性としては幼保の一元化については議会の皆さんも反対はないわけですし、あるいは市民の皆さんもないわけですので、若干遅れますけれども、進めていくべきだというふうに考えているところであります。

したがいまして、当初の予定が若干違った形になってきますけれども、今申しあげましたように、予算は議決したけど、なかなか進まない場合とか、いろんな場合がございます。特に国におきましても、この宍粟の例のトンネルの問題等につきましても、事業仕分けというふうなことで、今、ストップしておるわけですが、こういった事態も当然ありますし、いろんな事態が想像されますので、そのことに関しては後々速やかに物事が運ぶように、そういうことを考えた上で私としてはそうした措置をとったわけでありまして、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 副市長にじゃあお尋ねいたしますけど、皆さんは行政のベテランでありますから、議決以後に今市長が示されたような判断で一時停止するという事は、議会サイドからそれなりの反論も出るだろうし、今日現在の混乱、あるいはそれぞれの委員会、新たな委員会に費やす時間、エネルギー、経費、そんなもの、いろんなことを含めましてかなりの摩擦熱が出るということに対して、市長の想い発表の前段で、三役なり当局の幹部の方は、これはそのとおり市長の判断が正しいのか、あるいはさらに中で、もみ直さなければならぬのかというような議論は出なかったんですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 議決した予算についての執行については、我々三役を含めましていろいろ担当部署あるいは関係者と協議をしております。ただ、事務的に申し上げますと、予算の議決にはすべて完全な執行権がついておるということには、必ずしもならない場合もあるということは市長から申し上げたとおりでございます。一つに言いますと、やはり支出負担行為というものがございまして、その行為を起こすときには予算のやはり確たる裏づけが必要でございます。そういった面からもまず予算を議決いただいて、執行権の中に入っていくということもございまして、いろんな場合があります。ただ、議決をする前に完全に準備を整えておくべきではないかという議員のおっしゃり方もよく理解をいたしますけれども、市長も申しあげましたように、すべてはそうなるとは限らない場合もございまして、いろんな想定

外の理由によって必ずしも年度内に執行できない場合もございますので、そういったところについて、議決と執行権の問題については少し微妙なところがあるのではないかと思います。ただ、事務方といたしましては、そういった情報の提供あるいは経緯の協議については、今後とも十分な議会との調整も図るべしということも再考していくべきかなという思いをいたしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） そういうもろもろの経過を踏まえての市長の発言と、そこまでの理解はいたすところですが、3月議会でも少し触れたわけですが、私はパブリックコメントのあり方が政策を立案する段階でされることは正しいと思うんです。しかし、今回の問題のように議決以後に別の形で戻すとかいうのは好ましくはない。そのことは当局の市長以下三役の方も、それは認識されているわけですね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃられるように、スムーズに行くにこしたことはないわけでありまして。ただ、この問題については議員も既にもうよくおわかりだと思えますが、先ほど申し上げたようないろんな個々の大事なことがやってなかったということもあるわけですから、そのことを解決しないで前に進むことはできないという判断の中でやってきたことでもあります。その点はいろんな調査の中でよく御存じだろうと思います。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） ですから、私なりに考えておったのは、議員は議決権を要している。公選によって出てきた場合は付託を受けているということでもあります。市民もそれぞれの意見をお持ちですが、パブリックコメントの意見は付託がない。この事実は事実なんです。ですから、そこに判断として議決の重さとパブリックコメントの意見の吸い上げ、ピックアップすることと少し意味合いが違っていると。にもかかわらず、今回はパブリックコメントから端を発した意見を優先されていると、こういう経過になります。それならば、議会はあるべきがごとくとなるのではないか。それだったら、世の中の議会制度で行政なり自治を進めていく中でルール違反があるというふうに私は思って、今日質問をしているわけですが、その付託の認識は市長としてはいかがお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、ちょっと考え過ぎされているんじゃないかなと思います。

が、決して議会を軽視しているとか、そういうことではないわけですから、執行者としてできるかできないかという判断もしなければならぬわけですね。付託はお互いに受けているわけですから、パブリックコメントという制度におきましても、これも条例等あるいは国の法律ともそういう形で、それを絶対に聞かなきゃならぬということはどうしてもありませんけれども、それについて議論をきちっとやっていくということは重要な課題というふうになっております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 釈迦に説法というか、後輩の私たちが市長に言うのもどうかなというふうに、今日、発言することはどうかなと思うんですけども、私は市長の役目というのは、市民の民意というか、市民の意思の最大公約数を探し出すというのが今回の場合、非常に重要だと思うんです。パブコメの一つ一つの意見に振り回されるといことは、いかがかなあというふうに思うのでね、そらいろんな意見を聞かないけませんけれども、検討委員会等のあり方についても一つの枝葉末節的な意見に左右されるというのはいかがかなと。もう少し強い信念を持って臨んでいただきたいというふうに、言葉に出さず強い信念はあるんだと言われるかもわからんけれども、明確にそこはジャッジしていただきたいというふうに思うんです。

議論するとき、問題点をずっと掘り下げていく帰納法的な掘り下げ的に考えていく物事の考えもございしますが、逆に演繹的に大きな将来目標を設定して、それにたどり着くようにしていくという演繹法による考え方というのがあると思うんですけども、私は市長の立場としては演繹的な方法で判断していただきたいと、こういうふうに思いよったんです。先ほど市長は私のことを考え過ぎだと言われたかもわからんけれども、やっぱり考えました。やはり少子化という現実、それから宍粟市のおかれている中山間地の過疎という現実、あるいは脆弱な財政、そういったことを考える。それから、あるいは今日に至るまでの教育委員の5名の専門家によるところの一つの基本的な方針、あるいは現実の教育委員会のスタッフが今取り組んでおられるところの教育委員会としての方針、あるいは国の方針、県の方針、あるいは時世、世の中が今非常に日本の経済も揺れ動いている状況、そういったことを考えたときに、この現実を全部積み重ねていったら、パブリックコメントの意見も大事でありますけれども、市長として演繹的なプロセスを踏まえていったら、今ここで立ち止まる理由はないというのが私の12月時点の判断でありました。ですから、是非市長は勇気を持って明確に方針を出されて、今、立ち止まらずに一步出るんだという考え方でやっていただきたいというのが私の今日の趣旨であります。

ですから、結論といたしましては、速やかに予算の再開を計上していただいて、実施していただきたいというのが現状であります。1年遅ければ1年遅れた教育になっていくということも、これも現実であります。そういった意味で帰納法じゃなしに演繹的な判断力を示していただきたいと、こう思うんです。いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、私もそのつもりでやっています。立ち止まるのは一步踏み出すためのことですから、あの状況でそれでは皆さんは強引にやったらやれるというお考えだったのかどうかということもあるわけですが、恐らく議会の意見としても地域の皆さんと十分協議をしてやりなさいということが言われてきているわけですから。そして今、そういうことの中で、ある程度決まれば、速やかに前へ出ていくということが今の段階では必要だというふうに思います。

そしてまた、今おっしゃられるように、平成17年の合併の大きな根幹は、これから進むであろう少子化に向けた合併であったということは、一つには間違いのない事実だろうと思います。したがって、そういうこともにらみながら、いろんな施策をやっているところであります。そういうことでいろいろ御心配をいただいておりますが、決して後ろ向きにという意味でなしに、前向きにいくためにも、今そうした議論をしているというところであります。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） それでは、市長は議決ルールを十分に尊重するという覚悟がありますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほども申し上げたとおり、原則論としてはそういうことです。ただ、いろんな場合があるということは申し上げたとおりです。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 原則で天災及び合意形成が未熟の場合とか、特例はあるということで理解をさせていただいて、今後、議決ルールを以後の混乱等を招くようなことはないようお願いしたいと、このことを一つ要望を申し添えます。

続きまして、先ほど図書充実の読書活動あるいは図書の充実あるいは読書ボランティア等、教育委員会が頑張っておいでだと、こういうふうに報告を受けたわけですが、私は少しさかのぼって、やはり教育部門につきましては、ゆとり教育は大ざっぱに言って失敗だと思うんです。

一つの実例が円周率3.14を3.0で表現するとか、非常に簡略化したような教育が

実はここ数年なされて、結果、年齢で言えば15歳あるいは20歳前後の児童生徒、青年が外国の同等の教育と比較した場合、日本は上位に入らない、こういう結果を生み出して、とても由々しき問題が出ているわけであります。

時代はやはりコンピューター技術等の問題もありますから、これはこれで研究し、導入し、活用していかならんわけですけれども、やはり基礎教育の段階では、ただ読書だけではなしに、物を調べたり、あるいは学校の教科書以外のところで物事を追求していくとかいうことでは、辞書、百科事典、そういったたぐいのものが非常に不足していると。あるいは理科の実験教育等の器材も不足していると。これが義務教育の高学年の実態ではないかなと、こう思うんです。私は、そこにさらに努力していただきたいというふうに思うわけです。

国の平成24年度新5カ年計画指導というのがあります。この方針は、国が平成24年を頭にいたしまして、年間200億円、5カ年で合計1,000億円を投入して学校の図書、司書の充実を図るという国の政策であります。ですから、本年度が24年度でありますから、早速に200億円の国は予算があるわけですから、その宍粟市の割り当て分を案分して計算すれば、出てくるわけですけれども、是非ともこの国の方針に沿って何としても図書の充実を図ると、このことによって基礎学力のベースを構築すると、こういうふうにひとつ教育委員会及び教育長のサイドで実施していただきたいということをお願いというより、やっていただきたい、このように思うところであります。教育委員会の対応をひとつ御回答をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 地方財政措置という形で今、御指摘いただいた形での国のほうでの予算の拡充といいますか、そういう方向を受けまして、宍粟市といたしましても図書の整備ということもありますけれども、いわゆる教材備品というような形での教育予算の計上という、そういうことも含めまして、中学校は新しい学習指導要領が改正になって今年度からスタートします。それから、昨年度、小学校が新しい学習指導要領のスタートということで、確かに授業時数も増えておりますし、教科書のいわゆる厚さといいますか、教える量についても少し変わってきておる部分がありますし、それから一つの方向としては、いわゆる言語活動といいますか、そういう部分も非常に重要であるという、学力のベースになる表現力とか、そういう部分も非常に重要であるというような、そういうような新しい学習指導要領等に対応した形で、予算等についても十分かどうかという部分は別といたしまして、非常にその時代のニーズといいますか、それから宍粟市も学力状況調査もしております

し、そういう中でいわゆる課題等も見えてきておる、そういう部分で指定研究も含めまして予算計上とあわせてソフト、ハード面で今後とも充実をさせていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） ただいまの回答でわかるのはわかるんですけども、この国の方針の今年度の200億円、5カ年で1,000億円というのはいずれも人が限定されない地方交付税での財政措置ということになっておりますので、予算化が必要だと、こうなっておりますので、是非市長のほうから今私が申し上げている趣旨に沿って予算を計上していただいて、図書の拡充に尽力していただきたいと、こういうふうに思うんですが、予算執行権をお持ちの市長にちょっとそのとこだけお尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 学校図書については、学校事務サイドから上がってくるわけですが、その措置というのは、一つには財政措置ということで、国が丸ごとやるというわけやなしに借金ではあります。しかし、今、子どもの本離れということが非常に進んでおるということが一つあります。そういうことで、図書の充実とそれから活用していく、そういった方針も今これも教育委員会のほうで検討してもらっていますが、その二本立てでひとつ充実をしていくということで、学校の現場サイドなり、あるいはまたいろんな地域の人等の意見を聞きながら、そういう方向で進めていきたいというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） それならば教育長にお尋ねするんですが、コンピューターのいろいろハードとかいろんなものの全部のセットですね、1システムを学校に入れるということについては数千万円の金が要るわけですから、もちろん高学年でコンピューター教育もせないけませんけれども、ベーシックなところの低学年というか、小学校3・4・5年生あたりでいえば、図書の1,000万円といたらすごい図書になるわけですから、ひとつ存分にコンピューターを入れる以前に図書の充実と教員の発奮によって、啓発によって尽力していただきたいと。そこら辺の作戦というか、先ほども充実したいという気持ちは聞きましたけれども、さらにやって、基礎教育をしっかりやるんだというところの希望ですね、教育長としての希望をお聞きしたい。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君）　まず、コンピューターの話が出ましたけども、我々は二つ、教育の中ではあると思っております。一つは、いわゆるいつの時代でも必要な、先ほど議員さんもおっしゃられました探究力だとか、あるいは思考力あるいは基礎的な学力という、そういう部分と、それから、もう一ついわゆる流行といいますか、その時代の中で身につけなければいけないという、そういう教育という部分がいわゆる情報教育と言いますが、情報リテラシーという、そういう情報教育の部分かなという思いがしております。そういう意味では、コンピューターも重要なハード機器の部分であろうと思えます。あわせていわゆる先ほども申し上げましたように、図書の充実という部分につきましては、非常に議員御指摘いただいております、いわゆる学力という部分と非常に相関があります。宍粟市の状況調査の中でも、いわゆる図書の本を読むという、そういう子どもたちの学力を見ますと、いわゆる低学年では学力の差がそんなにないわけですけども、高学年に行くほど本が好きな子、本をしっかり読む子と、それからあまり好きでない子の学力の差が学年が上がるにつれて顕著になってくるという、そういうデータも出ております。そういう意味では、先ほどの交付税措置という部分も十分踏まえまして、今後とも教材・備品あるいは図書費の充実あるいは読書活動の推進を図っていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君）　4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君）　ただいまの質問と同じことになるんですけど、教育部長のお考えも確認したい。

○議長（岡田初雄君）　教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君）　私といたしましても、現状の各小学校における蔵書数、国の標準基準があるわけですが、そこにまだ到達していないという状況もございます。全力でそういったものの配備、あるいは先ほど教育長が申し上げましたソフト部分の充実を図っていききたい、このように思っております。

○議長（岡田初雄君）　以上で、4番、秋田裕三議員の一般質問を終わります。

続いて、19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君）　19番、岡崎久和です。議長の許可を得ましたので、公明市民の会を代表しまして、代表質問を行いたいと思います。

国においては、今、消費税の増税を柱とする社会保障と税の一体改革や原子力発電の是非について、国論が二分され、混乱している状況であります。また、超円高、株安に民主党政権は打つ手がないありさまでございます。決まらない政治が続いていますが、田路市政においては今期1年足らずとなりました。私は今回、大きく4

項目の質問を行います。市民の皆さんに元気を与えるような明快な答弁を期待するところでございます。

それでは、本題に入ります。

まず、公共物の一元管理について質問します。

民主党政権になり、事業仕分け等で公共事業の予算が大幅に削減され、そのことも景気の後退になっていると言われております。ヨーロッパの金融不安も重なって景気の低迷が続いており、デフレ脱却ができず、産業の空洞化が進みつつある中、公明党は1月に防災・減災ニューディール政策を政府に提案しました。これは御存じのように1930年代にアメリカ発の世界大恐慌が勃発したとき、時のルーズベルト大統領がとった政策であり、公共事業で経済を建て直したものにちなみ、公明党は防災力の強化を進めるに当たり、自助・共助・公助の取り組みが重要であることから、公助の基盤になっている橋や道路などの社会資本、いわゆるインフラ整備に10年間で100兆円を投資し、この政策は老朽化が急激に進む社会資本の整備と経済効果を図り、国民の生活と財産を守る一石二鳥の政策と各方面から賛同の声が寄せられています。

これは赤字国債を発行するである東北の震災で採用されたような建設国債で対応するよう、政府に提案しております。そこで、特に、戦後経済成長期に整備された建築物や道路、橋のコンクリートの耐用年数は50～60年と言われていた中、宍粟市も公共施設、建築物の耐震化が進まない状況であります。学校の耐震化は97%進んでいます。ほかの施設に対して、また道路、橋については進まない状況が続いていると思います。この社会資本整備で財政運営の効率化に向け、橋、道路、公共の施設、建築物の一元管理をすることで、長寿命化や運営費の削減を目指すファシリティマネジメントの導入を提案します。地理情報システム、GISなどを活用して施設の管理状況の調査、図面のデータ化などを進めて効率的な管理で低コスト化を図るべきであります。いかがでありますでしょうか。

次に、第2番目に、林業の再生について伺います。

宍粟の林業再生には、山林の団地化を進め、大型林業機械による間伐や搬出が大変有効であると思われまいます。団地化を進めるに当たり、山林所有者の境界線がわかりづらく、また林業後継者不足でなかなか団地化に時間がかかり大変であります。そのような中、先進的な生産森林組合では、林業振興に対する役員を置き、大変団地化がうまくいっております。このような取り組みをもとに市内全域に農業委員会があるように、市独自の林業委員会制度を導入することを提案します。市長の見解

を伺います。

第3番目に、介護予防対策の拡充について、質問します。

介護保険制度が導入されてから、保険料が改定時に毎回上昇しているが、年金生活をされている高齢者にとって大きな負担であります。元気な高齢者が増え、やりがいを持って介護予防に励めるような新しい支援システムの導入の必要があります。

そこで、介護保険を納めながら、介護サービスを一度も利用したことのない人は市内に何人おられるでしょうか。例えば、サービスを利用されていない市内在住の90歳以上の高齢者に対する地元商店街などで使えるプレミアム商品券を交付するように提案しますが、当局の見解を伺います。

最後に、安全安心の通学路について伺います。

登下校中の子どもたちを襲う痛ましい交通事故が相次いでいます。宍粟市においても、安全が確保されているとはいいがたい通学路が少なくない中、子どもたちを守るためには、各学校周辺通学路の危険箇所の総点検やドライバーの安全意識の啓発、また、国道・県道沿いの歩道のない通学路の改修等、早急に対応をしなければなりません。市はどのように取り組まれているのか伺います。

1回目の質問を以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 岡崎久和議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岡崎議員の質問にお答えをいたします。

ファシリティマネジメントの導入ということですが、これは御案内のとおりアメリカから入ってきたものでございまして、日本におきましても平成22年6月に新成長戦略ということが閣議で決定をされたところでございます。そういったことに基づきまして、9月には自治総合センターが財政分析等に関する調査研究会を立ち上げて、そして、平成23年3月に研究会の報告として調査表及び試算ソフトが開発されてきたところであります。

合併後の公共施設は、庁舎関係、教育関係及び集会所関係等、多くの施設があり、今後これらの大規模改修等を含む維持管理経費は多額となることが予想され、効率で低コストの管理が求められているところであります。

このような中で、先ほど申し上げましたような中で、総務省が一応の基準をつかっておるわけですが、これはそれだけ要るか要らないかというのはちょっとはっきりはしませんが、それに基づいて40年間における改修費等の試算ソフトというのがあるわけですが、これを基本に試算をしたところ、宍粟市における1年当たり必要

経費約60億円というようになっております。このように多額な経費が予想される中で、御提案のファシリティマネジメントにつきましては、大都市あるいは県において、今検討といたしますか、取り組みが始まったところでもあります。宍粟市におきましては、行政改革大綱において業務や施設の最適化の推進を項目に掲げて取り組んでおり、これまでも上下水道施設の委託による一元管理や施設の機能診断を行い、長寿命化を図るなど効率的で最適な施設管理を目指して取り組んでおります。

そういう中で、今後におきましては、先ほど提案のありましたような制度を宍粟市のような大都市でない市が導入することについて、先進の取り組み、そういったもの、あるいは団体等具体的な方策を参考にしながら、検討をしていく必要があるのかなど、このように思っております。

次に、林業の再生の関係でございますが、これは恐らく地元でいろいろ取り組んでいただいていることを参考に提案だというふうに思いますが、団地化を進める調整役として、農業委員が農地の相談調整活動を行うように、今後林業においてもその役割を推進する林業委員という名前がいいのか、それは別としまして、そうした団地化の推進あるいは森林管理をしていく、そういうことは非常に必要なことではないかというふうに思っております。

しかし、山地につきましては、旧一宮町を除いては境界が未確定な部分というのが非常に多くございます。ほとんどがそういうことでもございますので、作業路等の設置に係る所有者の調整、また作業員等に専門的な知識が必要とされることから、その職務を務められる方はなかなかこの限定がされてくるのかなど、こんなことがございます。現在のところ、その役割は市内の森林状況に精通しているしそう森林組合に担っていただくのが今のところ一番ベターなのかなというふうには思っておりますが、森林経営計画の樹立ということもございますので、可能な地域から関係者と協議を進めているというような状況でもございます。

市としましても、路網の整備、森林施業の集約化及び人材育成を軸として効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進め、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、林業森林再生プランに基づき、指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

なお、参考までにでございますが、木材供給センター、これにつきましては、5カ年で12万立米の計画を立てておったわけですが、現在、9万3,000立米ぐらいの扱いになっております。

一方、木材市場はどうかといいますと、平成21年に6万6,000立米だったんですが、今7万3,000立米ぐらいになっているのかなというふうに思います。そういうことで、林業全体として、また木材の扱い量というものは増えてきておりますので、さらに力を入れながら、今おっしゃるようなことにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、介護予防対策の拡充についてでございますが、御案内のとおり、介護保険では、国民に対し、要介護状態となることを予防する努力と介護保険事業費用を共同連帯の理念に基づき、公平に負担する義務を限定し、地方公共団体には、特に高齢者を対象とした効果的な介護予防事業の推進を規定をいたしております。介護サービスや医療サービスを受けずに自立した生活を送ることは誰もが願っておりますが、現実としてはサービスを受けるケースが増加傾向にあります。介護給付費の抑制のためにも介護予防事業の推進は必要不可欠であります。そのために宍粟市では公民館あるいは保健福祉センターにおいて、老人会等の健康相談、健康教室、介護予防教室、ウォーキング教室などを開催したり、あるいは介護予防の意識、知識等の普及啓発のための講演会を開催したりして、予防サービスの提供を行っております。

今後の介護予防事業におきましては、歩いて行ける介護予防教室を基本にしながら、地域と繋がりを保ちながら、効果を実感できる事業の展開を検討していかなければというふうに考えているところであります。

今、御質問の介護サービスを利用したことがない人ではありますが、平成24年4月末現在で、第1号被保険者数1万1,517人のうち介護サービスを利用したことの無い人は9,471人です。また、介護保険の認定を受けておられない90歳以上の人は130人です。

このような中で御提案のプレミアム商品券の交付につきましては、福祉施策また地域振興施策として考えられますが、介護保険サービスを利用されなかった高齢者を対象にするということになれば、介護保険事業の対応が基本というふうになるわけです。この場合、介護保険制度はあくまで皆保険制度であり、介護が必要となったときに給付を受ける制度であることから、未利用者の報奨制度あるいは保険料の還元につきましては、制度の本質上、なじまないと考えています。また、報奨制度等によって必要なサービス利用の抑制に繋がる可能性とも懸念がされるところであります。こうしたことを念頭に十分検討をしていく必要があるのかなと、このように考えております。

そのほかにつきましては、担当部長からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、通学路の安全確保についてのお答えをさせていただきます。

各学校におきましては、実際の通学路を巡回し、安全点検を実施の上、可能な限り安全な通学路を設定することに努めておるところでございます。

その上で児童生徒に対しましては、交通安全指導を行うとともに、校区内での安全マップの作成、こういったことで注意喚起を行い、また学校によってはそういったマップを地域に全戸配布をして、地域の皆さんにお願いをしているところもございます。

また、全小学校区内において、学校安全ボランティアを組織するなど、地域、保護者へは通学安全への協力を求めるとともに、宍粟警察への通学路情報の提示と安全確保の依頼、道路管理者への危険箇所の改修要望なども行っておるところでございます。

なお、具体的な直近の取り組み状況といたしましては、過日、校長会を開催をし、子どもたちの安全な登下校のため、先生方による指導の徹底や危険箇所の把握なども総点検をお願いをしたところでございます。

また、担当部といたしましては、通学路の安全性の確保は喫緊の課題というふうに捉えておりますので、過日も土木部、産業部、教育部の関係部局による検討会を開催をして、今後の対応を協議をしているところでございます。

財政事情は非常に厳しい中でございますが、担当部といたしましては、安全性確保のために補正予算の計上等に向けた努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 質問が多岐にわたっておりましたから、ちょっと難しい面もあるわけなんですけど、まず、一番最初の公共物の一元管理ということで、なぜ私は党がやっているニューディール政策、このことを言ったかということ、やはり言いましたように、コンクリートは50～60年でもう退化すると言われて、去年の3・11の地震とか、そういうようなことで、ますますそこらのところが大変な状況になっていると。そこらを踏まえてやっている。この公共物の一元管理もそれを踏まえて僕はやっていかなだめだと思うんです。恐らく国でどういう政権が今度選挙され

て誕生するかわかりませんが、先のことはわかりませんが、どの政権になってもこれはもう喫緊の課題であると。要するに公共事業は、自民党の時代には16兆円年間に予算があったのが、自公で8兆円にしました。それはいろんなことが言われまして、例えば要らない農道とか、要らない高速道路とかいうことで、ごっつ言われまして、それで8兆円までに縮減した。そして、民主党の政権になって、今5兆円前後になっておると思います。そのことが本当にこの我々が住んでいる地方にもじわじわと影響を及ぼしまして、例えば雪がたくさん降ったときの除雪を誰がやるんだと。小規模の建設業者の人なんかはつぶれまして、また解散しまして、なかなかそういう重機が手に入らないとか、リースでやるとかいうようなことになって、今そういうようなことにも障害が出ています。そんなことも含めて、私は公共事業をただ莫大な予算を使うてやれというようなわけではなしに、要するにこの公共事業を今の状態で国で大体今のような状態を維持する。50から60年のコンクリートの退化を長寿命化にするということに対しては年間8兆円の大体予算が要ると、東洋大学の根本教授が言っておられます。そのとおりだと思うんです。そういうことを受けて10兆円ということを書いてますが、森田 実さんあたりが、その一石二鳥じゃなしに、一石三鳥も五鳥もいい提案であるということを書かれています。そんな中で、関連があるから私はこの一元化をして、そして効率のいい事業をして、そして財政の厳しい中、それを乗り切っていくということ、この質問をさせていただきました。

私たち公明党も4月20日から5月20日にかけて防災のためのアンケートを実施しました。もうすぐその回答を用意するんですけど、姫路を中心に中播磨、それから西播磨、合わせて3万人の回答を得まして、いろんな我々が感じなかったことがそこには集計として載ってきております。それも含めて私たちは今から先、市民の生命と財産を守るために、こういう財政の厳しい中ですけど、一元化を図って、そしてやっていくと。これは実は、今、アメリカから来て、国が云々言われましたけど、もう既にやっておるところがあるんです。九州で既に5万人都市でやっているんです。そういうことを含めて、やはりいいことは取り入れてやっていくのがいいじゃないかと思っておりますけど、その点どのように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この公共施設の関係については、決して新しいことではない、ファシリティマネジメントという言葉は新しいんですが、修繕等にかかる費用をどうするかというのは、これは新しい課題でなしに、前々から言われていることであ

ります。

こういうことを進めようと思つと、まず、GISをもう少しやっっていく必要があるのかなというふうに思っています。GISでいろいろやっけていきますと、水道から下水から全部配管とかいろんなものも出てまいりますし、そんなことも含めて大事に考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 今、市長言われましたように、決して新しいものではないんですけど、このファシリティマネジメント、これは九州のある都市では、350万円計上しまして、もう既にやっております。その検証を、例えばデータとか、それから管理情報の調査をしています。それが如実に出ていますから、それをどないするかという段階まで来ています。

それから、私は、GISのことを言われたんですけど、今期450万円ですかね、山崎町と一宮町のGISを統合してやるということで予算化されています。だからそれをいい機会ですから、じつとやらんと、今言うたことはずっと進んでいるわけですね、だから、できるだけリアルにやっていただきたい。そのことをお願いしておきます。

次に、林業の再生についてですけど、市長は恐らくそない言われるだろうと思うんですけど、森林組合に任せるとのことだったんですけど、それも大事なんですけど、施業計画とか、そういうなんで、森林組合のお世話になって、各生産森林組合がやっているわけなんですけど、そこへ行くまで、また行ってからも、先進的な生産森林組合言いましたが、今地元のことを言われました。そうなんです、実際は。やっぱり役員が1期2年で終わったら、すぐかわってもうて、わからなくなるから、例えば5年にするとか、6年にするとかいう制度にやっておられます。それも実は最近、染河内に上がってもろうたらわかるんですけど、旗ができました。東河内の杉、だから、そんなんもやはりその人たち、自治会はもちろん当たり前のことなんけど、自治会、生産森林組合で協議してつくられた。私は、これ染河内、一宮町だけじゃなしに、やはり全体に進めていかなんだから、この間ある山崎の人から私に言われました。岡崎さん、5ヘクタール以上ないから補助金が出んとかいう制度になって、云々という話がありまして、私は実はこの話をずっとしました。そんな中で、やはりみんな悩んでおってんですよ。個人の山を持っておられる方も、業者に頼んでもやっぱりそろばんはじいて、だめですって言うて、ぱっと蹴られるんですね。だから、そういうことのないように、やはり生産森林組合なんかを中心にそう

いう林業の役員がおったら、そういうところへ相談に行って、「おい、団地化しようかよう」という話には僕はなるんじゃないかと思う。

実は、私、生産森林組合は二つの自治会だったかな、今回10万円配当がありました。だから、そんなんもまた、ためておった分もあるんですけど、やはり団地化でそういう効果が出ているんですよ。みんな喜んでいます。そういうことをやっていかなかったら、だめだと思うんです。御存じのとおり、さっき県産木材と山崎木材市場のことを言われましたけど、実際そうなんです。そうなんですけど、今から20年、30年前は虫のことなんか言ってませんでした。虫が入っているから製品ならないんだということを言う。今、県産木材へ行ったら、そのことをしょっちゅう言われます。害虫が入るんです。昔、今言うたら20～30年前はそれがなかったんです。あっても少量だったんです。今、なぜそういうことになるか言うたら、やっぱり温暖化のことがありますけど、やはり間伐ができていないんですよ。私らのとこばっかり言うて申しわけないんですけど、間伐をやったら日が当たる、ミツマタがごっつ育った。ほかのこともそうです。下草が生えて、やはりスギ、ヒノキがより太くなったり、伸びが出たり、そういうことになります。虫も入りやすくなります。そういうことで、やはり産業部が私はもっともっと力を今以上に入れてもうて、そういうことをリードしていかなだめだと思うんですけど、市長、どのように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おっしゃるとおりですし、東河内が特に非常に熱心にやられております。それが全体に普及できるかどうかというのは非常に難しいところがありますが、やっぱりそういったこともここではこういうふうにしてますよと、一般でヘクター当たり30万円手取りで戻ってくるんだったら、東河内は70万円ですよというようなこともあるわけですから、そういう宣伝もしながら、そういう、とりあえず啓蒙していかなければ、強引にやっても恐らくなかなか難しいだろうと思いますが、積極的にそういったことについては取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、虫の話が出ましたけども、ちょっと心配しているのは、ヒノキにもちよっと虫がついたりとか、そのほかにもいろんな虫がついているというようなことが出てきておりますので、こういったことも、今、ミツマタの話が出ましたが、間伐によって、また新たな資源も、千種で今、九輪草というのが満開で今写真コンクールもやっていますが、これも間伐を進めたことによって、ある一定の光が入ってき

たということで、昔あったのが徐々に増えてきたということで、ちょっと観光ぶつたことに今なっておりますが、そういうことで、とにかく手入れをするかしないかということでは、売ったときに差がつくわけですので、そういった啓蒙をどんどんしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 質問の途中であります、間もなく12時になりますが、このまま一般質問を続けます。

どうぞ、19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 林業のことなんですけど、県産木材のことを言いますと、県産木材と言われながら、よそから4割は買ってきていると。やはりそこらの団地化がなかなか進まない、また材として、今言うたように害虫が入っている、そういうことも含めてやはり間伐をせなだめだということをもっと強力に市長が音頭としてやっていただきたいと思います。

それでは、次の再質問に移ります。

次は、介護予防対策の拡充についてですけど、この後、相生市の子育て支援に対して質問がありますけど、相生市ではものすごく全国各地から革新系の議員さんが特に視察に来ておられるそうです。それはそれでいいんですけど、やはりこの間も相生市は市長自ら新聞に広告出して相生市の子育てはこうなんだと言っておりました。これ、介護予防の拡充ということで、新しいシステム。

最近、健康寿命ということが新聞で発表されましたね。そこらも踏まえて、私は勇気を持って京都府がやりました商品券を、今、介護保険を使ってない人が90歳以上で153人でしたか、今市長が答弁されましたけど、そこらのところを本当に勇気を持って新しい施策としてやっていただいたら、皆さんもただ取られるだけやなしに、ああ、こういうこともやってくれるんやなあということになると思うんですけど、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これも一つの方法でありますし、言われることもわかります。ただ、介護保険という中でやりますと、そのサービスを介護保険の税の一部になつてはね返ってきますので、一般財源でやれとおっしゃるのか、介護保険の中でやれとおっしゃるのか、それによってこの介護保険にはね返るか、はね返らないか、そういう問題もあるわけですので、その点はどちらをお考えなんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 反問がありましたので答弁を求めます。

19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） これは私は一般会計から導入するなんていうことは、あまり思っていませんけど、宍粟市だけでなしに、私たちは全国を通じてそういう働きかけをしています。その先駆けが京都府だったんですね。京都府はそういうことで県から各市町に予算を配分してやっているということ。そういうことで、宍粟市も県のほうにもこういうことを働きかけてくださいよ。だから、市長は宍粟の旧町の健康寿命の数値、御存じでしょうか。

それで、何と旧千種町は80を超えているんですね。この平均寿命と健康寿命が縮まったらいいということ。10年から22年ですか、そういうことを試算して厚生労働省が発表したわけなんですけど、丹波市なんかも80を超えています。全国的には男性が70.42歳、女性が73.62歳ですね。だから、そういうことで私は新しい介護予防の制度を導入せなあかんということを言いました。その中で、例えば健康寿命を延ばすために、行政のほうから積極的にスポーツの振興を図るとか、介護予防についてこういうことをやるという、そういうことは大事です。大事ですけど、それプラスやはり市民の人に介護保険使ってなかったら、わずかやけどこういう返礼の制度があるんやなど、すごいことをやってくれたなということになると思うんですよ。そういうことで市長は、もう一遍このことを繰り返しますけど、どのように思われていますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど反問権を使わせていただいたのは、一般財源を使えとおっしゃるのか、介護保険の中でかということなんですが、介護保険の中でやりますと、何人かに1万円のを配りますと、それは今度みんなの介護保険料にはね返ってきますので、その辺のことも一回はじき出してみながら、検討してみたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） それでは、十分に検討していただいて、そのことを実施してもらいたいと思います。

最後に、安全安心の通学路について再質問を行います。

これ、市長、ご存じでしょうか。これは染河内小学校のPTAの人がつくられまして、最近全戸配布されました。これは、あの京都の事故以後やられたわけじゃないんです。配布されたんはそうなんですけど、本当に宍粟市の通学路の大変危険なところがあります。これ、こういうことを書いてあるんですね。県道沿いの通学路、「ドキッ！ ヒヤッ！ マップ」言うてね。「ドライバーの皆さん、安全運転お願い

します。」ただ、ハード面で行き届いてないところはきちっとせなあかんし、ソフト面ではやはりドライバーの皆さんにそういう認識を持っていただく。要するに京都府の亀岡市で事故があって、1カ月たってようやく40キロ規制が30キロになったそうです。いろんなできない理由を言うんですけど、本当に子どもの視点でこういう対策を立てていかなかったら、いつ宍粟においても事故が起きるかわかりません。

山崎のある会社の社長から電話がありました。戸原の近所で、ものすごく危ないんですよと、県道。歩道はできているんですけど、その人は柵が全然ないんだと。やっぱり場所によっては柵も重要なんです。そういうことを総合的に総点検されて、今、教育部長が言われましたけど、今の答弁は私は通常のことに対しての答弁に終わっていると思うんです。

これは、実は朝日新聞の5月29日のやつにも載っているんです。「通学路全国点検へ、事故多発、公立小に要請」。文科省と国土交通省と警察署が省庁で会議持っておるんですね。それに基づいて全国的にぱっと通達を出される。そんな中で宍粟市は今さっき言うた京都の亀岡市みたいなことじゃなしに、もっと早く手を打って、やはり悲鳴をあげているんです、これね。この間も染河内で事故がありました、はっきり言ってね。そういうことも含めて染河内だけじゃないんで。宍粟市内全部、通学路が危ないです。狭い狭いし、歩道もまだ完全には設置されていません。今回の国のあれで、歩道設置は2キロ以内やったんが1キロいうことになって、1キロを重点的にやるような話も聞いていますから、そこらも含めてやっていただきたいと思うんですけど、教育部長。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 当初の説明の中で私がもう少し詳しくご説明するべきだったかなと思っております。

御指摘のように国からそういった通達がございまして、そういった総点検をします。最後に直近の状況をというところで御説明申し上げました。それは、市が独自に行うべしということで、先ほど学校にはそれぞれ電子データ、写真とかで具体的に危険箇所を報告してくれと。今我々が把握しておりますこれまでの危険箇所というのは総計70件程度今把握しておりますが、恐らくもっと数が増えようかと思えます。しかしながら、御指摘のようにそういった部分につきまして、可能な限り早急な対応をしていきたい。ですから、国の指示命令による総点検を少し踏み込んだ具体的な総点検を現在しているというふうに御理解をいただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 今の答弁で大体国の方針に従ってということなんですけど、70カ所ほど危険な場所があると、もっと増えるだろうという話、そのとおりだと思います。そんな中でやはり総点検して、しっ放しではだめなんですね。具体的にやはり歩道をつけるなり、柵つけるなり、そういうふうにはせなだめなんです。ほんまにそういうせっぱ詰まったことを地域の人は言われるんです、私たち議員にね。だから、それをどないぞ議会で取り上げてくれという話がありました。だから、もう本当に具体的に市長は子どもの視点に立ってやられますか、どうですか、そのことを伺います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 別にお答えするまでもない非常に大事なことですから。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） それでは、ここ数カ月になるか、何年になるかわからん、わからんなんて言うたら、こっちがちょっとあれなんですけど、必ず皆さんの期待にこたえていただいて、一日も早く子どもたちが安全安心に登下校できるような通学路にしてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そこで、一つお願いをしておきたいなと思うんですが、染河内の道路については、前々から重要な道路であるという認識をしております。しかし、その中で今おっしゃった本当に通学路、そっちが必要なんか、トンネルが必要なんかという議論も前も申し上げたことがあるんですが、その辺もきちっとしていただいて、平成25年には見直しが県のほうでされますので、それに向けて一緒にまた考えてみたいと思います。その意思統一だけはちょっとしておいてもらわないと難しいかなと思います。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） もうやめよかと思うたんですけど、市長がそない言われますから。実は28日に促進協議会があります。私も議会の促進協議会を立ち上げた者として、トンネルをごつつ最初は言いよったんですけど、それまでにプログラムに挙がっておったのを退けられて、今は経済的な情勢を見もってということで13項目目に入っとんですけど、そこらも含めて市長が言われましたように、今の既存の県道の拡幅をするとか、バイパスをつくる、私はもうこないなったら、同時にやっていかなだめだということで、そういう提案いうんですか、思いでおります。だから

6月28日の促進協議会ではそういう働きかけもしていきたいと思うし、自治会長会もそういう思いでおられると思います。また、染河内小学校の校長さん、教頭さん、またPTAの方もそういう思いでおられます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、19番、岡崎久和議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時09分休憩

午後 1時10分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き会議を再開いたします。

代表質問・一般質問を続けます。

5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） 5番、東でございます。通告に基づきまして、光風会を代表して質問を行います。

内容は、市民局のあり方について、質問をいたします。

平成24年度が始まり、3カ月目に入りました。市長の施政方針には「市民とともに歩む行政」の姿を市内外に示し、市民と行政が協働し、実践していく年であると考えており、参画と協働のまちづくりを進めていきたい。そして、キーワードは環境・観光・地域力として、市民がまちづくりの中心になっていただくとあります。

そした中で、具体的にさまざまな施策を挙げられているわけですが、「市民の願いは」と言えば、やはり安心・安全に尽きるのではないかと思うことです。

宍粟市が誕生して8年目に入った今、市民の安心・安全をいま一度問うことが求められているように思われますが、いかがでしょうか。

旧4町の住民の思いはそれぞれであると思うことです。例えば、合併してからあまりよいことがないとか、寂れてしまうのではの声を耳にすることがあるのは、私1人ではないと思うことです。それは元気がなくなった地域があること。いわゆる地域力の衰退にほかなりません。中心部だけがよくなっても、周囲が寂れてはよいまちとは言えません。また、周囲が元気でも中心部がしっかりしていないとよいまちとは言えません。その意味からは、市民局のあり方も大いに関係しているのではと思うことです。

一般的に行政手法で一極集中型と多極分散型があるようですが、宍粟市は合併か

ら緩やかな行政手法を望む中で、3市民局を置き、現地解決型として今日まで進んできています。

前に述べました一極集中型と多極分散型の言葉からして、今、市民局はどの位置づけであるのかということです。私が知る範囲としてですが、身近なところで旧安富町、また旧林田町に限って例を挙げることで、旧林田町は、昭和42年に合併しておりますから、長い年月が経過しております。現在は姫路市林田出張所として職員3名でその業務に当たっています。所長1名と女子2名です。うち1名は臨時となっています。今人口は約5,300人となっているようです。また、お隣の旧安富町は姫路市安富事務所として庶務窓口合わせて職員10名でその業務に当たっているようです。男性6名と女性が4名。10名のうち3名は臨時となっているようです。今人口は約5,500人となっているようです。ただ、北部と南部では人口の比率は15対85となっているようです。

安富事務所は、安富町役場のころと比べると、建物内部の様子は随分はさま変わりをしておりますが、ネスパルがあり、社協があり、保健センターがあり、美化センター関係も収容しており、窓口来訪者は年間1万人と聞いております。住民からは不平不満の声はあまり聞こえてこないようです。

もちろん旧林田町や旧安富町と宍粟市では環境、そして条件にさまざまな違いがあります。面積を例に挙げても、安富町は約60平方キロしかありません。林田町にあつては28平方キロしかありません。比べて宍粟の北部では、旧一宮の213平方キロを筆頭に旧波賀の161キロ、旧千種は104キロと広大な面積を有しております。

環境、そして条件にさまざまな違いがある中ではありますが、安富町や林田町が少ない人数で業務ができているのであれば、宍粟市も行財政改革は避けて通れないという点から、市民局の人数は少なくしてもよいのか。また逆に各地域の安全・安心、そして地域力の向上なくして活力は望めないという点から、逆に人数を増やして、地域住民との接触を増やしていく中で、地域おこしに力を入れていくほうがよいのか。このようなことから各市民局のあり方があらゆる面で今後の宍粟市に少なからず影響をするのではと思うところです。

市長就任4面目にして、市民局のあり方をどのように捉え、どの方向に運んでいこうとしているのかを伺うものです。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 東 豊俊議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 東議員の質問にお答えをいたします。

まず、今、市民の安全・安心が求められているとの御意見でございますが、御意見のように市民の皆さんが住みなれた地域社会の中で、支え合いながら安心して暮らせることは市民の願いであり、私の願いでもございます。それには、災害の面の安心・安全、あるいはまた福祉、そういった面の安心・安全、いろんなものがあるだろうと思うわけですが、そのために就任以来、地域の繋がりを深め、地域力を高める施策として、福祉の分野をはじめ種々のまちづくり施策に取り組んでいるところであります。

本市の行政機構は一極趣集中型か多極分散型かの質問でございますが、今、提案がございましたとおり安富町との比較のことがございましたが、面積一つにしましても、広大な面積を有する本市にとりましては、職員数の適正化を進めながらも、限られた財源の中、最も効率的で可能な限り市民の皆さんが不便を感じられない市民局のあり方を念頭に置いて、合併協定の中でもいろいろ言われてきたところではありますが、いわゆる宍粟モデルの確立に向けて本庁と市民局の連携を密にしながら、要望・課題に対してスピード感を持って対応するワンストップに心がけた対応に務める、常にこれでよいのかという気づきなど、職員の意識の向上を図ることが重要であるというふうに考えております。

それと、さらに組織であります、地域振興といったような地域の独自性の部分もありますし、あるいは福祉、行政、教育、一本で進めていくべきものもあるわけでございます。そういった点で組織の中でも本庁直属の市民局長の監督権限の中にあっても直結で仕事をやると。あるいはまた特色あるところにつきましては、局長の権限と。そういったいろいろ振り分けもしながら考えていくことが必要でないかなというふうに思っております。

さらにまた、面積が広いということにつきましては、平成21年の災害でも既に経験をしてきたところではありますが、市民局の対応というのは非常に重要なものがございまして。そういったことも踏まえながら、宍粟モデルと言われるようなものに仕上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） 今、市長からお答えがありまして、最後に言われました宍粟モデルですね、これになるほどという、いわゆる理論ではわかるんですが、なかなか目に見えてこないというのが現実じゃないかなと思うんですね。

それで、ちょっと安富町の話为例に挙げましたけども、今、平成24年ですけども、平成27年ぐらいになると、安富もまた変わってくるんじゃないかと、こう思います。いわゆる林田に近づくんじゃないかなと、このように思いますけどね。今現実には先ほど不平不満がないと、声が聞こえてこないようですということを言いましたけども、いわゆる現地解決型のような状態にあるようですね。ですから、安富事務所の所長がさっと住民の願いを聞いてくれると。わかりにくい場合はすぐ本庁に話をして、本庁経由でまた答えが返ってくると。いわゆる案外とスピーディにやっているようでね。その関係で不平不満といいますか、そういう声が少ないようです。私は安富に住んでいるわけではないので、あくまでも耳にする範囲ですけどね。例えば積雪があれば、夢前事務所からさっと来てくれるとかいうふうになっておるようです。

ただ、今言いましたように、安富はさっと対応できて、宍粟市が対応が悪いということではないんですよ、もちろんね。ただ、今、市民局長の権限の話が出ましたけども、例えばですけども、市民局のことは市民局長にお任せだというようなのが宍粟モデルなのか、いや市民局長は市民局長でその務めはあるけども、最終的にはやっぱり本庁でこうしないとできないというのが宍粟モデルなのか、その辺がどうも今、ある部分はそうですし、ある部分はこうですというふうな形になっているんじゃないかなと、こう思うんですが、市長、どうでしょうね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 安富と宍粟の場合というのは、合併のもともとのあり方が、安富につきましては、どちらかというところと吸収合併という言葉でも、ちょっと失礼かもわかりませんが、私は言ってもいいと思います。それから、宍粟の場合は対等合併ということが言われてきました。そういう中でいろいろあるわけですが、今、市民局区から特別苦情といったことは市民の皆さんからも今のところ聞こえてはないというふうに私は思っております。

それから、市民局長がすべての権限を握るということは、なかなかこれは時間がかかるだろうと思いますし、それはそれなりに予算と権限をつければできないことはありません。しかし、それが果たしていいのかどうかという問題もあります。

今、合併以後、どちらかというところと、市民局は当初は局長権限もあったようですが、すぐ権限がなくなって、また、ある程度この間も改正をしたところではありますが、そういった繰り返しのなかから、新たなあり方というものが浮かんでくるだろうと思いますし、また、物事によっては先ほど言いましたように直結でやらな

ければならない、あるいは災害のように応援もあるいは指示も受けなければならないけれども、即座にその地域で判断をして動かしていかなければならない、そういったこともありますので、今まだ組織もいろいろ検討しておりますが、さらにいろいろなこれまでの経験も踏まえながら、よりよき方向に持っていきたいというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） 市長の言われることは大体理解はできておるんですけども、3市民局長になかなか質問しても答えにくいと思いますので、あえて市長にお伺いをしますし、市長から答えていただきたいと思うんですけども、例えばですけども、権限のこともありますけども、今、ずばり一宮が24人と三方と合わせて28人でしたかね、波賀が22ですかね、千種が19ですかね、の人数です。例えば千種を例に挙げますけども、市民局長に聞くんじゃなくて、市長からお願いしたいんですが、市民局長が千種市民局、今19人なんですけど、あと5人増やしたいと。また反対に今19人だけでも、あと4人減らして15人にしたいというような市民局長が市長に物申せる状態にあるのか、ないのかということと、そうなった場合に、当然正当な理由がないと市長は判断できないと思うんですけども、その判断を市民局長に返せるのかどうか。この辺はどうでしょう。あえて市長に。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） フリーに物は申せるようになっております。それからまた提案があればきちっとした提案であれば、それはそれなりに対応いたします。ただ、むやみやたらということにはならないということは申し上げておきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） そのとおりだと思うんですけどね、私は、あえて市民局長のことばかり言うのは、さっき市民局と、いわゆる周囲と中心のことを例に挙げましたけども、いわゆる周囲がまずしっかりしておれば、活力があれば、当然中心はうれしいわけですよ。例えば3市民局が潤えば、当然実数は潤うわけですよ。その辺から市民局の位置づけというのは、また活力というのはものすごく大事じゃないかなと思うわけですね。ですから、極論ですけども、市長が市民局は市民局長に任せたよと言えるようなね、そんな状態になれば一番理想かなと、このように思ったんで、市民局長と市長との関係ですね、この辺を聞いたわけです。ですから、市民局長がさっき人数のことを例に挙げましたけども、あと5人減らしたいと、あと5人増やしたいと言ったときには、もちろん無条件でというわけにはいかないでし

ょうけども、そのことでどういうふうになるんだということが確認できたら、どんどんその辺の権限を渡していったら、市長も楽になるでしょうし、各地区も活性化になるんじゃないかなと、このように思ったんで、あえて聞きましたんですけども、その辺をもう一度おさらいをお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この合併をするときに、私は旧の一宮町長として市民の皆さんに合併して何もよくなりませんよと、皆さん一人一人が合併して大きくなるんだからしっかりやろうと、こういう気構えを持っていただかなければ、合併してもよくはなりませんという話を私はして回ったことを覚えております。また、旧の一宮の議員さんはそれを覚えていらっしゃると思いますが、そういう中で活性化するかしないかは市民局の職員もさることながら、市民の皆さんもそういう気持ちでなかったら、50人おったんが30人になったんだから、ああ寂れてしもうたばかり言っておったんでは話にならない。このことが一番大事だろうというふうに思います。

私は、物理的な過疎というのはある程度仕方ない、流れというものがありますからある程度は仕方がない。できるだけそれを食いとめていくことが大事ではありません。しかしながら、心の過疎といいますか、そういう気持ちの中の過疎というのは、非常に大きなものがありますので、みんなでそういうことをきちっとやっていくこと、そのことが大事だろうというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） おっしゃるとおりだと思います。ただ、今、市長、例を挙げられましたね。そのとおりなんですよね。例えば今、あえて千種のことばかり言いましたけども、例えばですから、千種だけのことを言っているわけじゃなくて、一宮も波賀も同じなんですけども、あえて千種を例に挙げましたけどもね、今、19人でそれまでは70人ぐらい、千種町役場には人がいたわけでね、それが20人になると、何か錯覚を起こしますでね、少なくなったなど。寂しくなったなあという錯覚を起こします。これも当然です。現実にはその庁舎に出入りする人の数が少ないわけですから、何か寂れているという感覚も、これも隠せないわけですね。ただ、さっきもあえて私、林田とか安富の例を挙げましたけども、いや、安富なんか10人しかいないじゃないかと。中へ入ってみると、そら1階なんかがらんとしてますよね。所長がぼつんと1人おるだけで、玄関入って左側なんかはもう本当にがらんとしています。右はちょっと5人ほどおるだけのことでね、非常に寂しいですけども、さっき言いましたように、あまり寂しく感じていないということですね。それには何

かあるんじゃないかなというふうに思うわけです。

現実には、千種市民局管内の住民の人と、また波賀市民局管内の住民の人にもちょっと話を聞いたりするんですけど、やっぱりそういうふうに思われてますよね、何か寂しげになったんですわとかね、来る人も減りましたとか、やっぱりそういうふうに思ってますね。ですから、だんだんだんだん地域で本来は元気になるように、地域の人みんなが立ち上がらなきゃいけないんですけども、どうしても元気がない。市民局のあり方に何かあるんじゃないかなというふうに思ったものですから、あえて今日この質問をしたわけですけども、じゃあ市民局長が頑張ればいいじゃないかと。これだけは片づかないと思うんでね、だから、市長、市民局長がとにかく一体になって、一つになって、いわゆる信頼関係を結んで、市民局は大丈夫かと、いや、こういうふうにしたんだというふうと一緒にやってやっぱり取り組んでもらうことが、先ほど言いました周辺の活性に繋がる、周辺の活性イコール中心がよくなると、安心できると、こういうふうになりますので、しっかりと今から取り組んでいただきたいなということをお願い申し上げて終わりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、5番、東 豊俊議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） 8番、岩薮でございます。市民クラブ政友会を代表いたしまして、市長はじめ幹部の職員の皆さん方の所信をお伺いしたいと思っております。

歳月というのは流れが早いものでございまして、本市政のあり方をめぐって厳しい選挙の結果、田路市政がスタートをいたしまして、はや3年が経過をいたしました。私どもも含めて任期はあと10カ月を残すのみであります。住民の方々の審判を受けるための検証評価、あるいは総括等につきましては次回に繰り延べさせていただきまして、今回は田路市長が主要施策の指針として懸命に取り組んでおられます林業再生、なかんずく木材の利用促進に関する市行政の具体的な取り組みについてお尋ねをしたいと思っております。

大方の皆さんが御高承のとおり、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律というのが成立をいたしまして施行されましたのは、平成22年10月でありますので、既に1年半が経過をしたわけでございます。申すまでもなく、この法の目指すところは、人工造林が資源として利用可能な時期に至るも、木材価格の下落の影響等もありまして、森林の手入れが十分に行われず、森林の多面的機能が著しく低下したと。そして、結果として国土並びに社会基盤の保全が危機的な状況に立ち至った。遅ればせながら、国政の課題として認識されたということをお話するものでござ

ございます。

この厳しい木材の状況を克服する一つの方策として、木造率が低く、今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞りまして、国とともに地方自治体が率先して主体的に木材利用の促進に取り組もうとするものでございます。

本市におきましては、前市長が先進的な取り組みとして、いち早く立地された県産木材供給センターを田路市長が受け継がれ、それを完成し、現在順調に推移しておりますことは、先進的な施策としてその成果を多くの関係住民が期待を寄せております。

そこで、この法律ですが、行政自らが従来の考え方を転換して、公共建築物に木材の利用促進を図り、木造率を高めることを通じて木材利用の呼び水にしようとするものであり、まさに本市の産業政策の旗おこしをしてくれるものであると断言したいと思います。

ところが、林野庁の今年3月時点のホームページによりますと、これですけれども、国県の方針に即して公共建築物への木材利用促進の方針を定めた市町が兵庫県はゼロとあります。私は、豊富な森林資源を有し、林業再生を主要施策とする本市でありますので、いずれ木材の公共建築への利用促進の方針策定は伊の一番乗りが実現するというようにひそかに期待を抱いておりましたところ、今度は今年の5月21日の新聞報道でございすけれども、ここに兵庫県下のゼロと断言しておりました市町の木材利用促進の方針を決定したという八つの市町の名前が出てございすが、大変残念なことに本市の名前がありませんでした。そこで、代表質問をもってお尋ねをすることにいたしましたわけでございますけれども、この法律に対する市長の基本的な御認識、スタンスはどのようなものであり、今後、どのような方針で望まれるかをお示しいただきたいと思ひます。

また、具体のお尋ねとして、当然ながら県下のこうしたいろんな動きに対する情報あるいは資料について調査研究をなされていることとは思ひますけれども、私は残念ながら朝来市の制定しました利用促進プランしか入手できておりませんけれども、朝来市の利用促進プランの評価あるいは取り組みについて、どのように受けとめておられるかをあわせてお聞かせをください。

次に、市長及び議会選挙の公営化について、既に他会派の代表質問がありましたので、重複を避けてお尋ねをいたします。

この課題につきましては、兵庫県下の市において公営選挙の実施条例を持っていない市は本市のみという現状において、議会においても調査・検討に入っているこ

とは御存じであろうと思います。条例化の事務や提案者がどの分野、機関になろうと、次期改選期が1年未満となった今日、市行政も議会も市長、議員という住民代表を選ぶ選挙のあり方を明快に示す責任がございます。私は選ぶ側も選ばれる側も広く公選の機会を得、選良となるために公営選挙のあるべきは当然であると考えておりますし、ある言い方をすれば民主主義のコストとして税の使い方としてはふさわしいと考えております。よく出たい人より出したい人というようなことが選挙のたびに聞きにのぼるスローガンでありますけれども、すべての選挙の費用を候補者の個人的負担に頼る現状にあっては、なかなか口にできない言葉ではないかと思っております。公営制度があってこそ出したい人であります。志ある住民すべてに公平な機会を用意できるのは公営選であってこそだと思っております。中には、こういうことを言いますと、税金を使って選挙をやろう言うとのんかいやと、こういうことを口にしたら選挙が不利になるで、あかんでよというようなことを心配してくれる向きもあるやに聞き及びますけれども、これこそ公職を私する曲がった認識であり、こうした受けとめ方は有権者、市民の方に正面から理解を求めなくてはなりません。

次の市長、議会選挙が公平に実施できるためには、時間がもうございません。先の答弁では条例化の時期を市長は明言されませんでしたけれども、どの時点で条例化を考えておられるのか、明確な答弁をお願いいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 岩露昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、岩露議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行の関係でございますが、これについて詳しいことは担当部長が後で申し上げますが、森林法等が改正をされまして、それぞれ市町独自において森林の整備の計画だとか、そういうことをしなければならないということになっているわけではありますが、今申し上げましたそうした計画については、既に制定をしてきたところでありますが、あと公共建築における利用の促進ということではありますが、これも国が一つのモデルをつくりまして、そのモデルを県が大体似たようなことが出てきております。今、朝来の話が出ましたが、南あわじとか加西も出ているのかなと思います。これは県の条例即そのままかなというように思っておりますが、宍粟市におきましては、それでも森林王国と言われるところでありますので、その辺は十分検討して実効性の

あるものにしようということで、今、担当部署で取り組んでいるところであります。

それから、次に、選挙費用の公費負担制度についてであります。これについては今朝の秋田議員の質問にお答えをしたとおりであります。

これにつきましては、先ほど岩薮議員もおっしゃいましたように、市民の感覚もある程度は考えていく必要もあるだろうと思えますし、また一方、県外におきましても、燃料費の不正請求、ポスター作成費の水増しとか、いろんなことの問題も出てきているところであります。また、一方では今議会でそうした議論もしていただいておりますので、そういったものとあわせて検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 岩薮議員の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行に伴って、本市の方針、今後の取り組みについての所見について、それから、既に方針・プランを出している朝来市などを例を挙げられておりますが、近隣市町の取り組みに対する評価についてどう考えているのかということについて、お答えをさせていただきます。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行に伴う本市の方針、今後の取り組みにつきましては、国が、先ほどおっしゃったように平成22年5月に同法律を制定し、同年10月に施行、基本方針の策定を行い、県においては平成23年12月に兵庫県公共建築物等木材利用促進方針を定めています。

本市においても、林業再生に向け、従来から公共建築物等への木材利用の推進に取り組んできたところですが、市が誘致を行った兵庫木材センターは、稼働から4年目の平成25年度をもって最大年間原木取扱量を12万6,000立方メートルとする計画であります。平成23年度の計画取扱量は年間10万4,000立方メートルに対して、昨年は東日本大震災とか5月、9月の台風の影響で実績は9万2,000立方メートル強と若干下回っておりますが、山崎木材市場の取扱量等はほとんど変わらない6万強ですが、順調に推移していると考えており、今後、森林施業の集約化を一層進め、供給体制を確立することが急務と考えております。

今回、より明確化した木材利用に取り組むべく、早期の方針及び推進プランの策定をもう既に市長から指示を受けており、早期策定を目指し、関係部署で協議を行い、まとめ次第市の方針として公表を行う予定としております。

2点目、次に、既に方針・プランを出している朝来市などの評価についてですが、

地域の実情及び関係者の役割分担も踏まえて、当該地方公共団体区域内の公共建築物における木材利用促進のために講ずるべき施策等について、具体的に記述され、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標については、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載されており、県の基本方針に即したものと評価しております。

宍粟市においても、今後、こういうことをもとに計画を立てていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 今、部長のほうから朝来市の例についてのお話もございました。市長のほうからも当然ながらこの趣旨についての理解は当然でありまして、関係部署への指示も出ていると、このように部長も言っておられます。

それで、これ部長にお尋ねしたらいいんですかね。この法律ですね、朝来の例は平成24年から7年間の4カ年契約にするというようになってますよね。本当は平成22年10月に施行されまして、平成23年度からであれば5年なんです。この公共建築物のいわゆる木材利用促進に関する法律は附則がございまして、附則の第2条に、「5年を経過した後に、この5年計画に、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする」というのがございしますが、これはそもそも市としては5年間の時限立法であるというように受け止められておるのか、あるいは国は低層、高さ13メートル以下、3,000平米以下の建築物は原則としてすべて木材にするということを本文にはっきり書いてますよね。そのぐらい、いわゆる耐震化とか耐火とか、いろいろの今までの基準を大きく転換したと。木造化に行政自身が自らの公共建築物には突っ込んでいくんだという、いわゆる国政としての姿勢転換を法律はうたったわけですね。ここでなぜこの5年なのか。朝来市はなぜ4年の方針を制定されたのかと。平成27年を超えての5年間じゃありませんよね。これがどのようにこの法律を受けとめておられるかということなんですが、部長においてはどのような御理解をされておるんですか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 御存じのとおり、朝来市は4年間という期間限定をされています。国の方針については5年間という形になってますので、宍粟市におきましては、無制限というわけにいかないので、一応、国・県に準じた5年間で、まだ策

定はしておりませんが、予定をしております。

それから、先ほどおっしゃったように、13メートル以下、3,000平米以下の木造はすべて使うんだということではありますが、これもまだ決めておりませんが、重要な構造物と、それから木造化にはしてはならないという建物については、この限定を縛るということは逆にちょっと大きな重みがあるんじゃないかなということ、そこら辺が先ほど市長がおっしゃったように、実用化に向けたやりやすい形で、とりあえず木造化がいいんですが、木造化でも無理だったら、木質化を目指して、とにかく木材の流通を図っていかうというのが、今の思いでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 部長の見解がそれで正しいのかどうかということで、5年間のことを決めるということをおっしゃるけれども、実は平成22年10月に施行されて、平成23年度から3、4、5、6、7が5年間なんですね。平成24年度から5、6、7、8、平成28年までというのは、多分これそういう趣旨じゃないだろうと思うんですね。朝来市は遅ればせながら1年国や県のいわゆる方針に従ってつくる、いわゆる促進プランが1年ずれた。だから後ろの平成27年を抑えて平成24年から4年計画ということになっているんじゃないかと私は思うんですね。ここらのところが法律の性格を調べる上において重要なポイントなんで、この点はよく踏まえてください。

それはそれとして、今とやかく言うことではないんですけども、僕は、これ、はやもう既に1年半、2年度目に入っているわけですね。朝来市はどうも県の丸写しをしたような感じがするというようなことをちょっとおっしゃったけれども、それが本当かどうかはそれとしまして、いずれにしても、いわゆる県産木材の供給センターとしての立地を、いろいろ競争があった中で、宍粟市がその立地を決定せしめた。そして、それに対して市も力を入れたと。そして稼働も順調にいった。ここが大事なんですよ。だから、これ神戸新聞の報道で、どこまでが正しいか、僕は裏づけしてませんけれども、名前が出てるのは、市川とか、木材センターも希望した円山川のど真ん中の豊岡、それから要するに市川流域の市街、南あわじを除いて、全部おるんですね。要するに供給センターが立地している揖保川あるいはその隣の千種川の流域の市や町は、こういう策定の動きがまだニュースにもなってないという、この現実なんですよ。そういう意味から言うと、僕はやっぱりこの1年半というのは、ちょっと捉え方がスローモーだったんじゃないかと。宍粟市としてはやっぱりイの一番に鼻を切って、自らの公共建築物の木材率を高めるんだと。木質化の

率を高めるんだということを、私としてはやってほしかった。だから、市長の指示を受けて今から検討するということじゃなくって、大急ぎでこの問題について鋭意取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、そういう用意はございますか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 先ほども申しましたように、平成22年10月に国が法律を定められました。地方公共団体の県につきましては1年遅れの平成23年12月、その段階で宍粟市についても当然動きはあったわけですが、県の方針をやっぴりどうしても見たいというようなことで、去年1年間はヒアリング等の中でいろいろ調整があったと聞いております。

平成23年の年明け、3月までに多分兵庫県下の近隣市町もいろいろ政策の中でうたわれたと思うんですが、その中で3月末には兵庫県下ではゼロやったんですが、その後1、2カ月の間に公表されたということを知っておりますが、それに向けて、先ほど議員がおっしゃったように宍粟市は中心的な位置でもありますので、早期に公表に向けた施策ができるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 全くそうなんです。朝来市の詳細については、情報も市長部局の方々のほうがたくさんお持ちですし、ほかの情報もあるでしょうから、細かいことには立ち入って、私、議論するほどの材料を持っていません。持ってませんけど、確かに県産木材のいわゆる安定供給をしていくための拠点として宍粟市に立地されておるわけですね。今日ほかにも岡崎議員が市長に積極的な提言をなさいましたけども、そういうことで山もとの間伐が仮にどんどん進んだとしても、最終的に一番重要なのは、木材の利用促進がどこまで高まるかと。要するにどこまで販路が広がるか。商品としてそれがどれだけ流通するかということは、最後の決め手なんです。そこが決まらなければ山もとにも、いわゆる木材の関係者にも、要するに地域産業としての活性化の結果がもたらされないということが一番大きいことなんです。そういうことで、そういう意味からも、やっぱり鋭意スピードアップしていただいて取り組んでいただきたいと思いますということをお願いするゆえなんです。

それで、朝来市の場合は、これは県の要するに後なでなのか、何なのか、そこらのところまでは私はよう勉強してないんですけども、非常にいいことだなあと考えているのは、朝来市ははっきり目的のところに、要するにこの実施プランを各部局が率先行動をするものとするという、市としてのいわゆる促進プランをきちっと位置

づけられている。調査の政策会議において、いわゆる検証し、どの部門のどこが進捗だけだったかということ公表していくんだということまで踏み込む姿勢を見せておられます。

この4月20日に制定されました朝来市の木材利用促進、公共建築物と言ったんですけども、単に公共の市がつくる建築物だけじゃないんですね。定義の中で、いわゆる公共建築物等ということの中に、いわゆる補助金を活用することによって建築をしていく民間団体等がつくるもの、保育所であれ、介護施設であれ、何であれ、そういうものも公共建築物等という中の範疇に入れるんですよということをはっきり定義づけていると。いわゆる一団として出していますね。

そして、その中で、もう一つ驚くのは、特徴的なのは、市の公共建築物は当然ながら、公共土木工事というのも入れているんです。公共土木工事並びに補助事業を活用した民間団体等が整備する建築物というような形で、七つの分類に向けて教育施設はもちろんですけども、施設の名前をきっちり挙げて分類して、ここで木造率をいわゆるこの4年間でまず一つの目標として50%に高めるんだということをはっきり定義しています。その進捗状況を毎年、各部局で政策協議で研究して公表していくんだということまで書いています。

それから、二つの目標として、いわゆる木造化できない場合については、いわゆる内装とか備品等、これの木質化ですね、二つ目の目標に木質化を100%と書いていますね。

そして、もう一つ、これはうれしいことですが、目標の3に、県産木材の供給センターの製品、いわゆる県産木材の使用率というものを各分野ごとに75%だとか、35%だとか、20%だとかということをはっきり県産木材という形で三つ目の目標に明記しているんです。これは、あくまで朝来市の一つの例に過ぎませんけれども、いわゆる市川流域のあの神河にしても、福崎、養父を含めまして、朝来のあのあたりは、人工造林の森林資源をどういうふうを活用していくかと、どういうふう商品化する、あるいは循環を通じて間伐をした後の森林の育成がどういうふう図られるかということをやっぱり本気で突っ込んで取り組んでいるというのが、僕は今年の4月に策定された朝来市の利用推進プランの中から我々は読み取るべきじゃないかなと、こういうように思うんです。

そういった点で一番のやっぱりエンジンをかけていただくのは市長においてほかないわけでございますので、今まで従来森林再生あるいは環境保全、木質バイオマスといったものにも先進的に取り組んでこられた市長ならではの取り組みを、やっ

ぱり所管の産業部の方々だけじゃなくって、全市のいわゆる木材に関係する、木質化に関係する部分の全事業、全分野に号令をかけていただくのは市長しかないだろうと、私は思うわけでございますので、市長のもう一度突っ込んだ熱意ある答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） いや、そのとおりです。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） あっさりそこまで言われたらあれなんですけども、ということで、部長、急げと言うことを言われているんだということなんですけど、宍粟市として民間に木造住宅をつくってくださいよ、木造化してくださいよということはなかなか言っても難しいですよ、PRしても。しかし、自らがつくる市の公共建築物、あるいは補助、助成等を通じてこの朝来市がやられているような施設は公共物の中に、朝来市の場合はですよ、入れると書いておるわけですから、そういうことになってくると、今、本市が進めているあらゆる建設事業の中には、かなりの比重を占める。これを民間にお願いするんじゃなくって、自分で目標を定めて自分で使うんやと、呼び水にするんやという、この姿勢が一番私は求めたいとこだし、市としてはやる気になったらやれることなんです。そういうことなんで、一日も早い具体的なプランの公表を求めたいんですが、いつごろになりそうですかね

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） 今いろいろ御意見等をいただきました。参考にさせていただきますたいと思います。

御存じのとおり、公共施設を優先的に進めなったら、民間のほうが進まないということもよく存じております。それで、今までに波賀の庁舎でありますとか、スボニックパークの体育館であるとか、小学校の体育館も軸組については建築基準法の許可がおりないということで、柱についてはRCの建物の中に梁だけは木造というようなことで、木造化が大分進んでいることも御存じやと思います。とにかく木材の流通をして山もとへ返すというのが一番根底にありますし、災害を防ぐという意味で山もとにお金を返して活性化を図ることが根底にあると思っておりますので、今後そういう県に対しましてなるべく早く、年内言うてもあれなんですけど、いろんな関係部局と調整をする中で決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○ 8 番（岩露昭美君） 僕は非常に、いわゆる林業政策、森林環境教育も含めて、本市は先進的によく取り組んでいると思うんですね。それを一般市民の方にわかりやすい形で、我々市としては、これこれこれ、こういう建物、建築物、土木工事とかこういう部分には率先して皆さん方の山の木材が生きるように使うんですよと、そのためのこういう目標設定をいたしましたということを言われるのが非常に重要だと思うんで、一日も早い策定、公表をお願いしたいというように思います。

次、続いて公営選挙について再質問させていただきます。

公営選挙、これをやろうかといったときに、前回も市長も非常に配慮しなければならんなあ、住民感情とか住民の意識がどのあたりにあるのかなあというようなことを非常におもんばかっておられました。実は、議会報告会、今度私ども 8 会場でやったんですが、公営選挙について条例を持たずに未実施の市というのは兵庫県では宍粟市だけなんですわということも含めて、こういうことを調査研究しとる段階ですということを各会場とも各議員がそれぞれ報告をされました。結果、そんなもんあかん、反対という声は皆無であると、こういうような報告がございました。

そういうことで、いずれにしても住民の代表としての市長、あるいは議会議員にしても、やはり当然ながら誰も望むことですが、いい人々が立候補して、いい選挙戦をやって、いい方が選良として選ばれるというのが究極の目的なんですね。しかし、それにはやはり費用を幾らかけてもいいんだということにならないということで、市会議員の選挙においても、市長の選挙においても、公職選挙法上の使われる選挙のために使っていい費用というのは総括的に上限が決められています。法定費用として決められているんですが、これ自分のことでど忘れして申しわけないんだけど、宍粟市の場合の議会選挙あるいは首長選挙の法定費用というのはいかほどであったんでしょう。これえらい振って悪いですけど。総務部長、おわかりなら、いかほどであったかということですね。おわかりでしたら。

○ 議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○ 企画総務部長（清水弘和君） 公職選挙法の規定でお金のかからないクリーンな選挙で当然限度額が決められております。宍粟市議の場合の面積とか人口で約 300 万円程度が上限であるかと思えます。それと、市長の場合は、約倍の 600 万円が法定の上限額ということで、我々もこの間、実際に検討しておりますのは、大体その半額程度が実際に費用としては使われておるといふ報告はいただいております。

○ 議長（岡田初雄君） 8 番、岩露昭美議員。

○ 8 番（岩露昭美君） こういうこともこういう機会に情報を出していかないと、一

般市民、有権者の方というのは意外とこういうことは無頓着で、おわかりになっていないことが多いですね。

私、いろいろ報告会で議論が紛糾、住民の方から批判なんかが出たら、これも御説明しようかなあってひそかに思っておったんですが、そういう機会はなかったんですが、宍粟市の場合は県議員の場合、定数1人ということで、市議員も首長候補の方もこの県議員が回られるのと同じ土俵の中で選挙をやるわけです。これは宍粟市の所管でないんで、これはちょっとそらわかりまへんわという答えが返りそうな気もするんですけども、知っておきたいんですが、従来から議会議員というのは、国会議員はもちろんですけど、県議員もいわゆる公営選挙という形の中で選挙がなされているわけなんですね。一体県議会選挙において、いわゆる県費として税金が県議員候補者1人当たりどれぐらいの出費が現にされていたかということ、もしおわかりなら、部長、教えていただけませんか。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 確認も含めてなんですが、公のお金でもって公営をした金額のことをございますね。使われた選挙費用やなくて、県が負担した額ということですね。

まず、ポスター掲示場、これにつきましては市のほうで作製をいたしております。県会の場合、これも約でございますが150万円程度、ポスター掲示場に費用が要ったと思っています。それと、ポスターの作成費と御存じのように選挙運動用の費用、これは県の条例でもって負担をすることになってはいますが、そのうちの選挙運動用の車の関係、これは報告書に上げなくてもいいということになっておりますので、報告書が公表されている中に含んでおりません。したがって、その額は私のほうで調査をようしておりません。ただ、ポスターの作成については報告書であっておりますんで、これはあくまでも参考でございますが、約50万円程度の負担がされておるといふうに聞いております。

必要があれば、私、手元に資料がございませんので、公表されていますので、入手してお渡しをしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） 是非、議長、よろしくお取り計らいください。いわゆる住民の1人として、我々は関係住民としてもそういうことが公表されているのであれば、取りまとめて公費として選挙にはこういう費用がかかっておるんだなあということ、を多くの市民、有権者の方に知っていただくのもいいことだと思っていますんで、

是非ともよろしく取り計らいをお願いします。

以上、終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、8番、岩薮昭美議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時25分まで休憩いたします。

午後 2時14分休憩

午後 2時25分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 17番、大上でございます。これまで朝から5人の議員によりますそれぞれの会派の代表として代表質問が行われましたが、私は、どの会派にも属しておりませんので、私からは一般質問のトップバッターというような意味で一般質問をさせていただきたいと思います。通告に基づき行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず最初に、子育て施策のさらなる充実と認定こども園に代わる総合こども園の影響について、お尋ねいたします。

私は、3月定例議会の一般質問をはじめ、これまでたびたび宍粟市の活性化は人口増が一番と、人口増に繋がる施策の重要性を訴えてまいりました。その取り組みとして宍粟市の特性を生かす、すなわち農林業の活性化により雇用の創出、空き家や耕作放棄地の利用によるUターン者等の受け入れを図る、さらに子育て環境の充実による定住人口の増対策などを提案してまいりました。それに対して、市長は人口増に繋がる施策の重要性は十分認識しておると。農林業への就労の促進や子育て支援など、少子化対策事業費として約30億円以上の予算で対応しているが、なかなか難しい課題で成果は出しにくいと、これまで答弁されました。

先般、議会報告会のある会場で、次のように子育て支援の充実を強く訴えられました。若い女性が働きたくても子育てで働けなくて困っている。預かり学童保育制度はあるが、小学校3年生までとか、いろいろな制限がある。子育てサポートセンターや預かり学童保育制度がうまく機能していないのでは。例えば気象警報が発令されたとき、子どもは休み、親は仕事、誰が見るのかというような課題があると。また預かり学童保育に老人会などのかかわりを持たせることなどの検討、さらに山

崎小学校仮設校舎を撤去するとき、学童保育などの施設に再利用するような検討はどうかと。いろいろな意見がありました。これらの意見を踏まえ、仕事と子育てを両立させるため、子育てサポートセンターと預かり学童保育制度のさらなる充実を求めるとともに、制度がうまく機能していない、いろいろな制限があるとの声にどのようにこたえられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、今、国では社会保障と税の一体改革をめぐる論戦が行われておりますが、その中で宍粟市が取り組んでおります幼保一元化対策としての認定こども園が現行制度では家族や子育てのあり方が大きく変化し、政策的な対応が後手に回ってきたので、現在の家族に即した新しい制度として総合こども園を導入すると、新子育て関連法案が審議されておりますが、このことは現在宍粟市で取り組んでおります幼保一元化の推進には影響しないのか、予定どおり推進されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

ここで、ちょっとお断りをしておきますが、私、先ほどから学童保育とか、子育てサポートセンターとか申し上げておりますが、子育て支援施策にはいろいろな類似した名称がありまして、正式名称がはっきりしません。今、私が質問したいのは、小学校3年生まで預かる制度、預かり学童と言うんですか、学童保育というのか、そこらはちょっとわからんですが、そういう制度、また保護者と支援者が登録して行われる事業、子育てファミリーサポートセンターと言うんでしょうか、そういったことについて御答弁をいただきたいと思います。

次に、2番目としまして、「しそうの子ども生き生きプラン」にある“宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり”について、お尋ねいたします。

子ども、学校、宍粟の未来を輝かせる義務教育の10年構想として、平成20年に兵庫教育大学教職大学院の加治佐教授を委員長に、当時は山崎東中学校長でありました現小倉教育長を副委員長として、市内の教育関係者をはじめ西播磨教育事務所の副所長様をオブザーバーに委員会が設置され、「しそうの子ども生き生きプラン」が策定されました。その策定の背景として、60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい教育基本法では、地方公共団体の責務として地域の実情に応じた教育に関する施策の実施や、独自の基本計画を定めるよう努めることが明記され、地域資源を活かしたその地域ならではの教育施策の立案と実施が求められておりまして、地域総がかりによる新しい時代の学校教育の確立を目指すべく「生き生きプラン」を策定したと掲げてあります。

そして、その基本目標の1に、「宍粟市に生き、宍粟を活かす人づくり」として、

小学校の児童数が合併前の平成16年に2,697人が10年後の平成26年には2,089人と22%の減少が見込まれ、全国的な少子高齢化の進行とあわせて市内からの人口流出、とりわけ若年人口の定着率の低さが大きな原因となっている。これに対し、行政としても企業誘致や林業再生、観光振興など、各種の振興施策によって改善を図ってきたが、雇用対策や産業振興を中心としたこれまでの取り組みの中では、地域の担い手育成が課題となり、人口の減少と雇用の縮減の悪循環に歯どめをかけることができないのが現状であると指摘され、今後においては教育面からのアプローチとして、地域の担い手育成を義務教育の目的の一つとして位置づけ、学校の教育活動と市の振興施策との綿密な連携を図りながら、市全体として次世代の市民育成に向けた取り組みを進めることが求められているとあります。

私、最初の質問でも申しましたが、市長に市の活性化は人口増施策が最優先であると再三訴えてまいりましたが、一向に成果が見えてきません。そこで、教育長にお願いいたしますが、これからは時間はかかるかもしれませんが、市民の意識改革をする教育に期待するしかありません。人口の減少と雇用の縮減に歯どめをかけ、人口増を目指すため、基本目標2にある「宍粟に生きる人」「宍粟を活かす人」に繋がる人材育成教育とは、また、「宍粟に繋がる進路指導」とは具体的にどのような取り組みで、どのように取り組まれ、地域の担い手育成にどのようにアプローチしていただいているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上で最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 大上正司議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、今の衆議院で審議されております新子育て関連法案、総合こども園ということに対する宍粟市での取り組みに影響がないかという部分でございませけれども、今、まさに民自公を含めて修正協議がなされておるところでございまして、新聞報道によりまして、いろいろのことが流れておりますけれども、現在、国会で審議されているこの関連法案という基本的な部分は、午前中にもお答えを申し上げたところと重なるわけですが、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するということが大きな目的でございまして。そういう中で子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実を図る仕組みづくりが、今、法案として提出されておる中身の概略だと考えております。

現在、この総合こども園という制度では、運営する施設に給付する仕組みなどは変わっております。指定によりこども園給付というふうな形で変わっておりますけれども、この幼稚園と保育所が一体化した施設において、よりよい教育・保育を目指していくという、この部分につきましては、市が現在幼保一元化という形で推進しておる中身については、基本的には変わるものではないという、そういうふうにご考えています。

法案の中で、幼保の連携型の認定こども園の基準を基礎に設置基準や教育・保育の指導要領、総合こども園保育要領というような、そういう名前だそうですけども、そういうものを定めておるといふことをございます。基本的には、幼保一元化の認定こども園の基礎を設置基準にご考えておるといふ、そういう部分でも市がご目指しておる部分と大きく変わらないといふふうにご考えております。そういう意味で、宍粟市において、今、少子化が非常に進行しておる状況、あるいは保護者の就労支援、あるいは養育支援を含めまして、できるだけ早く幼保一元化を進めていきたいとご考えておりますし、あわせて国の動向も十分注視していきたいとご考えております。

市といたしましては、現行制度に認定こども園というのがあるわけをございますので、その現行制度下にある認定こども園による幼保一元化の推進を図ってきたいといふふうにご考えております。

それから、2点目のこれ非常に難しい問題でございますけれども、いわゆる人口増とか雇用縮減に歯止めをとる部分で、教育面からのアプローチという、非常に大きな課題でございますけれども、宍粟市の担い手といひますか、将来の担い手を育成していくといふことは非常に教育委員会としても重要な施策であるごと考えております。

「人と自然が輝き、みんなでつくる夢のまち」といふ、これを実現するために将来の宍粟市の担い手あるいは若手の人材育成といふのが将来の宍粟市の発展の礎といふふうにご考えております。

具体的には、例えば子どもたちが自立して社会で生きていくための力といふのは、学校教育の中では「生きる力」といふふうにご言われるわけですけども、その「生きる力」の要素、「確かな学力」あるいは「豊かな心」、「健やかな体」といふ、そういう要素の中でそれぞれをきちんと育てていこうといふのが一つアプローチにございます。

「確かな学力」につきましては、平成22年より全国学力調査が抽出調査といふような形になっておりまして、そういう部分を受けまして、宍粟市の学力の状況を把

握するための状況調査をスタートをしております。本年度で3年目になるわけです。

それから、小学校と中学校の教育を連携しながら9年間で子どもの力を育てていこうという、そういうような取り組みを含めまして、学力育成プランという、そういうのを中学校区単位で作成していただいて、現在進めておるところでございます。そういう意味では、これまでの調査では、いわゆる学力には基礎的な学力と、それから活用、発展という大きく分けて二つあるわけですがけれども、基本的、基礎的な力につきましては、十分身につけておるといふふうに考えております。今後、発展的な、あるいは活用を含めたそういう学力につきましても、この育成を図っていきたいと考えております。

それから、「豊かな心」「健やかな体」の育成という、この部分につきましては、具体的には自分たちの住む宍粟が好きだと、ふるさと宍粟を愛する気持ち、こういうふるさとを大事にする、そういう心を育てていきたいという、そういうためにいわゆる地域での学習、あるいは体験活動、あるいは宍粟市という地域をフィールドにしたいろいろな学習を展開する中で、このような力を身につけていきたいと考えております。

具体的には、例えば小学校3年生では、いわゆる里山をフィールドとしたそういう学習、あるいは環境体験学習を通して地域を知る。それから、指導者には地域のそういう名人といいますか、そういう先生に御指導いただきながら、炭焼き体験をするというような、そういうような活動も取り入れております。

それから、4年生では、ふるさと宍粟探検隊という、これは小学校全校で実施しておりますけれども、そういうもの、それから前にも御説明申し上げたかもしれませんがけれども、小学校の3年生・4年生、社会の副読本という、こういうのをつくっております。項目としましては、一番最初に宍粟の市民憲章が出ております。そのあと、それぞれ私たちの住むまちはどんなまち、人々の暮らし、それから安全・安心な暮らし、健康な暮らし、昔の暮らしと今の暮らし、それから少し大きくなって私たちの兵庫県という、こういう項目で、例えば人々の暮らしというようなところでは、林業の話も当然出てきますし、それから、そうめんの話も出てくるわけですが、こういうような形で地域の学習をしております。中学校2年生では、先般6月4日から8日までトライやる・ウィークという形で地域のそれぞれの事業所等に行かせて、子どもたちが職場体験といいますか、そういう体験をしておるところでございます。

いずれにしましても、宍粟のよさを体験学習あるいは宍粟という学習のフィール

ドを使いながら、宍粟を愛する子どもをつくる中で、地域を担う人材の育成ということで取り組んでおるところでございます。

それから、もう一つ、非常に難しい部分があるんですけども、宍粟に繋がる進路指導というところがございますけれども、小学校でも進路指導があるわけですけども、大きくは中学校卒業段階あるいは高校卒業段階ということはあるわけですけども、まず、進路状況の数字的な部分でございますけれども、平成24年3月に中学3年生456名が卒業するわけですけども、ほとんどの子どもたちが進学という形になっております。市内に山崎高校、伊和高校、千種高校の3校があるわけですけども、そのうち64%前後が市内の3校に進学という状況でございます。そういう中で、特に千種高校につきましては、いわゆる中高連携校という、そういう特色のある取り組みをしていただいておりますし、それから山崎高校、伊和高校では、平成23年度より特色選抜というような形で、定員の、山崎高校の場合は15%ですけども、いわゆる文理科学類型という、普通科の中にこういう特色選抜で入る子どもたちを確保するという、そういう取り組みをいただいております。伊和高校では、定員80のうち10%という、そういう中身でございます。

そういう中で、地域を担うリーダーの育成、山崎高校の場合ですけども、あるいは地域医療に貢献できる人材というような、こういうような形で、今、例えば医療系の学校に進学する、あるいは医師あるいは歯科、薬剤系の大学に進学するという、こういうような子どもたちが最終的には地域医療に貢献できる人材になる、そういうような形での特色選抜という形で、今、山崎高校では進めていただいております。それから、伊和高校では、将来の地域の活性化といいますか、貢献する人材の育成というような形で特色選抜で今それぞれ普通科でございますけれども、取り組んでいただいております。

そういう中で、我々としましては、宍粟市に三土中学校も入れて8中学校があるわけですけども、その8中学校と市内3高等学校との、あるいは教育委員会等も入りまして、連絡協議会というような形をつくりながら、宍粟の子どもを宍粟の中で育てようという、そういうことで今情報交換をしておるところでございます。なかなか成果としては出にくい部分はあるかと思っておりますけれども、教育の中でそういうアプローチもしておるところでございます。

いずれにしましても、教育委員会といたしましては、いわゆる質の高い教育・保育を提供して、安心して子育てができる。小・中学校段階ではしっかり学力をつけて、ふるさとのよさを知り、ふるさを愛する子どもを育てると、そこが我々と

しては成果が出るには長いスパンが必要かと思えますけれども、そういう中で将来の宍粟を担う子どもたちを育てていきたいと、そういうふうを考えております。

学童とあとのことにつきましては、部長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、私のほうからファミリーサポートセンター事業のさらなる充実について、お答えをいたします。

本事業は、子育ての応援をしてほしい人と子育てを応援したい人が会員となってお互いに助け合いながら子育ての援助活動を行う会員制の組織であります。

会員は、生後3カ月から小学校6年生までの子どもを預かってほしい方はお願い会員に、それから、心身ともに健康で保育に熱意があり、自宅で子どもを預かることのできる方は任せて会員に、預けたり預かったりの両方を兼ねてできる方はどちらも会員ということで、なることができました。平成23年度末の会員数は全会員220人、お願い会員が146人、任せて会員58人、どちらも会員16人となっており、サポート件数は133件となっております。

平成23年度までは、一宮保健福祉課で担当をしておりましたが、本年度より本庁社会福祉課へ移管し、地域におけるきめ細かな子育て支援サービスとして取り組んでいます。

本年度は、会員に対して利用する上での要望や課題の聞き取り作業を行い、また、アンケートの実施も検討し、広く利用者の声を聞くことで事業の改善を目指していきたいと考えています。

また、事業の拡大に向けては、広く市民や子育て中の保護者へ事業内容を周知することに重点を置くことといたします。具体的には、広報やしーたん通信などによるお知らせや乳児健診の会場、子育て支援センター、学童保育所、小学校、幼稚園、保育所等福祉関係団体などの協力を期待できる組織へ事業説明に積極的に出向き、会員の増加を図り、受け入れ支援体制を充実させることにより、より多くの保護者に安定的にサービスが提供できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは学童保育の充実の部分について、お答えをさせていただきます。

まず、仕事と子育てを両立するため、学童保育のさらなる充実を求めるとともに、制度がうまく機能しておらんのではないかという声にどういうふうに今後応えてい

くのかという御質問だというふうに思っております。

この学童保育につきましては、仕事と子育ての両立支援を目的としたものでございまして、市内でも年々利用者が増加傾向にあるところでございます。

現状では、概ね10人以上の利用がある場合に開設をしております。本年、平成24年におきましても、新たに1カ所、城下地区において学童を開設したところでございます。今後ともそうしたニーズを把握する中で新たな開設を目指していきたいと、このように考えております。

次に、具体的な御指摘がございしますが、その部分でございしますが、小学校3年生としておりますのは、現在では低学年児においては放課後の保育が必要なこと、そしてまた国の児童福祉法でも現在のところ概ね10歳未満というような規定が定められております。そして、宍粟市においてもこういったものに準じて運用しているところでございます。

なお、宍粟市の場合ですが、4年生につきましては、子どもの状況や家庭環境等、総合的に判断する中で、特に見守りが必要な場合は受け入れということにしているところでございます。

次に、警報時の対応でございしますが、まず子どもの安全を最優先し、現在のところ、始業前の警報発令の場合は開設をしないというふうにしてはおりますが、何より学童の安全を踏まえて今後より望ましい形を検討していきたいというふうに考えております。

また、次に、老人会など地域のかかわりににつきましては、教育委員会で社会教育の関係で放課後子ども教室というものを今、別途設けております。週に1回、2回のそういうクラブをしておるんですが、その中では地域の皆様方に御協力を得る中で、地域ぐるみの保育教育を行っているところでございます。学童保育所におきましても、そうした取り組みができるかどうか、今後前向きな検討もしていきたいというふうに考えております。

次に、学童保育所の開設場所の部分なり設置基準等でございますが、現在のところ、国のガイドラインがございまして、そのガイドラインでは1放課後クラブ、学童保育所においては概ね40人で、それから児童1人当たりの面積ですが、1.65平米以上の面積を有すること。そういった基準で運用をしておりますが、現在、国会で審議されております新子育て関連法案では、この学童保育の量的拡大ということも出ているようでございます。こうした動向を見極めながら宍粟市としてもその対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） ありがとうございます。懇切丁寧に教育長答弁いただきまして、ありがとうございました。

私が質問しましたことに対しまして、すべて答弁いただいたのかどうかと思いつつながら、私ちょっと全部ようまとめなかったで、ちんぷんかんぷんな再質問になるかもわかりませんが、お願いしたいと思います。

順番に再質問させていただきたいと思いますが、まず、今、部長たちが答弁してくださいましたファミリーサポートセンターと預かり学童保育の問題でございますけれども、それぞれおっしゃいますように、この制度はどちらも安心して子育てができ、また安心してお母さん方が働け、仕事と子育てが両立できるよう支援する事業でございます。事業の趣旨をいろいろ教えていただいたんですが、そういう趣旨じゃないかなと思います。

が、そういったすばらしい制度がありながら、その制度でいろいろ定員があったり、何年生までとかいうような制約があって思うように預かっていただけないというようなことが起きているようでございます。せっかくこういう制度があるんですから、もう少し柔軟な対応をしていただけないものかなと思ったりして質問した次第でございます。

現に、平成24年度の預かり学童保育は定員が宍粟市全体で390名に対しまして、4月1日現在の入所の受付状況は251人で64%しか入所受け付けがされておられません。ちなみに昨年、平成23年度は63%の入所率であったようでございます。まだまだ定員に余裕があるわけでございますので、何とかここらあたりをどういう条件で入所が少ないのか、精査していただきながら、せっかくの制度を有効に活用していただけるようにしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、先日、テレビで京丹後市だったと思うんですが、放映されておりましたが、育児ママを支援するということで、赤ちゃんを高齢者のところへ連れて行って預ける、そのことで高齢者は赤ちゃんを抱き、満足感を味わい、赤ちゃんが高齢者に癒しを与え、子どもを預けるのではなく、赤ちゃんを活用し、赤ちゃんが先生になる事業を展開しているというような、そういったような趣旨の報道がされておりました。宍粟市にも先般、議会報告会の席でも厳しく言われましたんですが、元気な高齢者の方がたくさんおられるようでございますので、わしらをもっと使ってくれやというふうな声が出ております。こういった元気な高齢者の方々と一体とな

ってこういった子育て支援ができるようなことにならないものかなということを行いました。このあたり、いろいろと指導者には資格が要るとか、あるんでしょうけども、今言います京丹後市ですか、そこらではいろいろ工夫されておるようでございますんで、難しい問題かもしれませんが、宍粟市としましてこういった学童預かりとか、ファミリーサポートセンターとかに一考を加える考えはないかどうか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 御指摘の地域の皆様の力を借りる中で、社会、地域全体でこういった子どもたちを支える、こういう仕組みは非常に有益でありましょうし、宍粟市が目指すべきそういった方向性は間違いのないと思っております。ただ、先ほど申し上げましたが、学童の安全あるいは来ていただく方の安全、そういった安全配慮の部分が特に優先するべきだろうと思っておりますが、そういったところも踏まえながら、全体的に検討してそういう活用を図れないか、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） ファミリーサポートで高齢者の皆さんなんですけども、こちらのほうは会員になることはできます。規定をしておりますのが心身ともに健康で保育に熱意があり、自宅で子どもを預かることができる方ということで、年齢は問うていません。市内の在住の方でしたら登録をしていただければ、任せて会員になるということで、この場合、利用料、個人の負担なんですけども、30分で250円ということで、それについては契約者同士が、預かってもらいたい人が預かる人にそのままお金を支払うというような制度になっておりますので、そうした高齢者の方も興味があったりして、預かってみたいと思われる方については、活用ができる制度なんで、また老人会等での説明等もまたして、会員をいかにして増やすかが課題になっておりますので、そういったことも活用していきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 今答弁いただきましたので、それぞれの事業、仕事と子育てが両立できるように、ひとつ地域と一体となった取り組みをしていただきまして、支援をしていただきたいということをお願いしておきます。

次に、教育長から答弁いただきました総合こども園についてでございますが、先ほども申しましたが、たくさん丁寧に答弁いただきましたので、私の質問は全部入っておったのかなと思うんですが、再度お尋ねしたいと思います。

このことにつきましては、午前中、同僚議員より関連質問がございまして、教育長の見解を聞かせていただきましたので、一定の理解はさせていただきましたが、今、政府では現行の認定こども園では待機児童の解消が難しいので、それらに対応すべく幼稚園と保育所を一体化する新しい総合こども園を創設する。そしてまた、時代が大きく変わったので、現在の認定こども園制度は時代にそぐわないので総合こども園を創設すると言って現在論戦中で、まだその行方は見えてきておりませんが、総合こども園の国県の財政支援などはどのようになっていくのかとか、あるいはまた認定こども園と大きく変わるのかどうか、こういったことがまだはっきり内容が見えてきておらんのかなと思うわけでございますが、そんな中で、千種町の認定こども園構想をはじめ宍粟市の幼保一元化の取り組みを進めていくという事は、私は少し疑問に思っております。

現在、宍粟市の幼保一元化の取り組みは市長の思いということで、ちょっと立ち止まりまして検討中ではありますが、どのような結論が出されるかわかりませんが、私は国の方向性などが決定されるまでは、いましてこの取り組みを見合わせたいんじゃないかなと思っておりますが、いかがなものでしょうか。市長がちょっと立ち止まってと言われたのは、私は結果として正解だったんじゃないかなと思ったりしておりますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、国が目指しておる部分が流動的なのという部分については御指摘のとおりかと思っております。認定こども園も総合こども園も大きな方向性は違いはないというふうに思っております。ただ、状況というのは、先ほど御指摘いただきましたいわゆる待機児童の解消というようなことについては、宍粟の状況ではないと考えております。

いわゆる、一つは、親の就労支援といいますか、安心して子どもを預け育てて仕事ができるという、そういう環境が一つです。それから、宍粟市としては非常に大きい課題は、いわゆる適正な集団規模の中でこの教育・保育ができるかどうかという、そういうところでございます。そういうような部分を含めまして、先ほどちょっと立ち止まってというお話がありましたけども、基本的な方向性という部分につきましては変わるものではないというふうに教育委員会としても考えておりますし、

ただ、その進め方の手法といいますか、そういう部分で重なって御説明申し上げますけれども、いわゆる宍粟市全体の中で就学前の教育・保育を推進する委員会というようなものを立ち上げて考える、あるいはそれぞれの地域の実情がありますので、地域の委員会でいろいろ課題を協議いただくという、そういう中で、進め方の部分で少し立ち止まってといいますか、それぞれの課題を整理しながら進めていくという、そういうふうにご考えております。

それから、認定こども園が総合こども園の中で時代に合わないというような、そういうことがあるということですが、再度申し上げますけれども、いわゆる我々が目指しています方向性を示しております幼保連携型の認定こども園という、その基準を基礎にして設置基準やいわゆる教育・保育の指導要領を定めるということが示されておるわけですので、財政の一元化の問題等の部分の違いはあるかもしれませんが、基本的には目指す部分については大きくそこはないというふうにご考えています。そういう意味で、この現行にある認定こども園制度の中で進めていきたいというふうにご考えております。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） 再質問させていただきます。難しいことは私も勉強してないんでわかりませんが、要は今、この総合こども園とか、あるいはまた認定こども園と言っておりますが、国のほうで与党と野党がそれぞれこれまでの現行の認定こども園を少し改善しながら進めていくほうがいいんじゃないかという方向と、それでは現状にそぐわないので、新しく総合こども園という制度をつくって、そして幼保一体化したものを進めていくという二つの意見で論議されておると、私は認識しておるわけですが、その中で宍粟市の幼保一元化、このこども園というような言葉が出てこないときにつくられたものが、そのままずっと進行していくということにつきましては、いかがなものかなと私は思うわけですが、そういったことにつきましては、どのようにお考えになるか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 宍粟市の認定こども園の方向性を午前中にも申し上げましたが、推進計画あるいは基本方針というのは、基本的にはこのこども園の法律ができた上で、その法律にのっとって、具体的には就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供に関する法律という国の法律と、それから県の認定こども園の認定基準等に関する条例という、この条例は2007年1月に施行されておるわけですが

れども、そういうものにとっって、この宍粟市の認定こども園という幼保一元化の方針あるいは方向性も出てきておるわけでございますので、こども園というものが出ないままにこういう方針なり方向性が出されたということについては、少し違うのではないかなというふうに思っております。

ただ、御指摘いただいておりますように、その総合こども園につきましては、まさに修正協議中でございますので、今、どういう形になるかという確定的なことは申し上げにくい部分があるわけですが、例えば新聞報道によりましたら、いわゆる民自公の修正協議の中で、認定こども園の拡充という方向で修正協議というような、これはあくまでも新聞報道ですが、そういうような方向も出ておりますので、宍粟市が進めておるこの方向については今、国の動向も十分踏まえなければいけないわけですが、大きくそごはないというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 17番、大上正司議員。

○17番（大上正司君） いろいろ議論はせないかんですが、どこまでやってもすれ違うばかりじゃないかなと思うんですが、この要は、幼保一元化の問題は私が言うまでもありませんが、宍粟市の将来を担ってくれる幼児の幼児教育、また保育環境を決定する大きな課題じゃないかなと思っております。ですから、しっかり検討して判断を誤らないようにしなければ大変なことになるんじゃないかなと思っております。

宍粟市の将来が市長や教育長をはじめまして、この議場におります我々全員の肩にかかっていると言うたら大げさかもわかりませんが、大変責任重大なことじゃないかなと痛感しておるわけでございますので、私は認定こども園と総合こども園などについて、国の方向性がはっきり示されるまで、いましばらく見守り、国の方向が決定されてから検討していても遅くないんじゃないかなということを申し上げて、お願いしておきたいと思っております。

次、大きい2番目の関係の再質問をさせていただきますけども、しそく生き生きプランの中に位置づけられた「宍粟に生きる人」「宍粟を活かす人づくり」の教育についてでございますが、宍粟のよさを知り、宍粟を愛する子どもの育成と宍粟で生きるキャリア教育の推進を両輪として推進すると書かれてあるわけなんですけども、これに似た答弁が先ほどありました。

これまで4年間取り組んでこられまして、これらを検証して今後後期の基本計画が策定されるんじゃないかなと私思っておりますが、宍粟市の活性化のためにどうしても人口増を重点に取り組まないかんのじゃないかなと思っておりますので、宍粟市をこ

よなく愛し、宍粟市に定住してくれる子どもの教育がしっかりしていただけるよう
に後期基本計画にさせていただきたいということをひとつお願いしておきます。

そして、是非とも今後においては、行政が取り組まれてきました企業誘致や林業
再生、観光振興など、各種の産業振興施策による、さらなる改善を図っていただく
とともに、一方では教育面からアプローチとして地域の担い手育成を義務教育の目
的の一つとして位置づけ、学校の教育活動と市の振興施策の綿密な連携を図りなが
ら、市全体として人口増に向けた取り組みが進んでいくことを望むし、このプラン
の中にも書かれてあります。どうか人口増に向けた教育面からのアプローチをして
やろうというようなことが掲げてありますので、大きな期待を寄せておりますので、
その点十分認識していただいて取り組んでいただきますことをお願いして質問を終
わりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、17番、大上正司議員の一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月12日、午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時16分 散会）